

# 平成 14 年度事業報告書

自 平成 14 年 4 月 1 日  
至 平成 15 年 3 月 31 日

社団法人 日本印刷産業機械工業会

# 目 次

. 平成 14 年度事業報告	
1	平成 14 年度通常総会 ----- 1
2	理 事 会 ----- 5
3	平成 14 年度事業及び行事推進経過 ----- 7
4	行政施策及び機械工業振興事業等への対応 ----- 13
4.1	行政施策・指導 ----- 13
4.1.1	平成 15 年度経済産業省関係税制改正概要 ----- 13
4.1.2	中小企業投資促進税制 ----- 21
4.1.3	改革加速のための総合対応策（中小企業金融対策） ----- 24
4.2	機械工業振興事業 ----- 29
4.2.1	平成 14 年度実施事業 ----- 29
	日自振補助事業 印刷産業機械の環境対応に関する調査研究補助事業 ----- 29
	日機連受託事業 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究補助事業 ----- 32
4.2.2	平成 15 年度実施予定事業 ----- 35
	日自振補助事業 印刷システムの高機能・効率化に関する調査研究補助事業 ----- 35
	日機連受託事業 製造技術の情報化促進(製箱工程の情報統合化) に関する調査研究補助事業 ----- 36
5	ISO / TC130 (国際標準化機構 / 印刷技術) 国内委員会活動状況 ----- 38

6	次世代印刷システムコンソーシアム事業	46
7	広報事業	47
8	会員の異動	49
9	会員の慶弔	51
10	生産・輸出入統計	53

# 平成 14 年度事業報告

## 1 平成 14 年度通常総会

平成 14 年度通常総会は、5 月 27 日（月）16 時 00 分から虎ノ門パストラル新館 5 階「ローレル」において開催し、第 1 号議案・平成 13 年度事業報告及び収支決算報告、第 2 号議案・平成 14 年度事業計画及び収支予算案ならびに、第 3 号議案・定款第 12 条第 2 項に基づく理事の承認について審議を行い、滞りなく 3 議案をそれぞれ承認可決した。

開催日時 平成 14 年 5 月 27 日（月） 16：00～17：15

開催場所 東京都港区虎ノ門 4-1-1

虎ノ門パストラル 新館 5 階「ローレル」

出席者	本人出席	61 名
	委任状提出	83 名
	合計	144 名

### 議事経過

定刻に司会の白井専務理事から会員総数 151 社（146 社、5 団体）に対して、出席者数及び委任状提出者の合計が定款第 24 条による定足数に達し、本会議が成立している旨報告が行われた。

続いて、定款第 23 条に基づいて小森会長が議長となり挨拶の後、議事録署名人に飯島 肇氏（㈱飯島製作所）並びに豊田純一氏（ユタカ電気㈱）を選任し、議場の承認を得た。

この後、議事次第に従い各議案を審議し、可決決定した。

### 【第 1 号議案 平成 13 年度事業報告及び収支決算報告案について】

議長の指示により平成 13 年度の事業の実施状況、事業報告及び収支決算報告について、白井専務理事より原案の説明があり、続いて尾埜龍夫監事より平成 14 年 5 月 21 日に実施された会計監査について適切であった旨報告がなされ、審議の結果、全会一致で原案通り可決決定した。

また、当期収支差額については平成 14 年度本会計へ繰越金として処分する

ことが議場に諮られ、満場一致で承認可決した。

【第2号議案 平成14年度事業計画及び収支予算案について】

議長の指示により平成14年度の事業計画及び収支予算案について、白井専務理事より説明があり、審議の結果、全会一致で原案通り可決決定した。

【第3号議案 定款第12条第2項に基づく理事の承認について】

議長の指示により白井専務理事より下記の通り、理事の変更及び就任について定款第12条第2項に基づき承認を求め、審議の結果、原案通り承認可決された。

三菱重工業株式会社(14.5.27)

新理事 渡辺 洋 氏 (紙・印刷機械事業部副事業部長)

旧理事 藤原一夫 氏

【第4号議案 定款第12条第1項に基づく理事・監事の改選について】

議長の指示により定款第12条第1項に基づく理事・監事の改選について、理事・監事候補者名簿案の提示を行った上で白井専務理事より説明があり、審議の結果全会一致で原案通り可決決定した。

理 事	小池 尚	アイグラフィックス 株式会社	代表取締役会長
理 事	飯島 肇	株式会社 飯島製作所	取 締 役 会 長
理 事	竹下 栄一	石川島産業機械 株式会社	代表取締役社長
理 事	磯輪 武雄	株式会社 I S O W A	代表取締役会長
理 事	伊藤 嘉康	イトーテック 株式会社	代表取締役社長
理 事	大床 正晃	株式会社 大床製作所	代表取締役社長
理 事	尾埜 龍夫	株式会社 尾埜製作所	代表取締役会長
理 事	加貫 順三	株式会社 加貫ローラ製作所	代表取締役社長
理 事	工藤 英知	株式会社 工藤鉄工所	代表取締役社長
理 事	小池 隆雄	株式会社 小池製作所	代表取締役社長
理 事	林 典樹	株式会社 ゴスグラフィックシステムズジャパン	代表取締役社長
理 事	鈴木 繁	コニカ 株式会社	常 務 取 締 役
理 事	小森 善治	株式会社 小森コーポレーション	代表取締役社長
理 事	櫻井 美園	株式会社 桜井グラフィックシステムズ	代表取締役社長
理 事	篠原 幹夫	株式会社 篠原鉄工所	代表取締役社長

理事	石井 裕子	株式会社 写研	代表取締役社長
理事	瀬戸 良皓	株式会社 正栄機械製作所	代表取締役社長
理事	石田 明	大日本スクリーン製造 株式会社	代表取締役会長 兼 社長
理事	五十嵐 丈夫	株式会社 太陽機械製作所	代表取締役社長
理事	芝 康平	株式会社 東京機械製作所	代表取締役社長
理事	福島 治雄	東邦精機 株式会社	代表取締役社長
理事	白井 宏	社団法人 日本印刷産業機械工業会	専務理事
理事	竹内 時男	社団法人 日本印刷産業機械工業会	事務局 局長
理事	原 瑛	日本ポールドウイン 株式会社	取締役 会長
理事	梶谷 武司	ハマダ印刷機械 株式会社	代表取締役社長
理事	和田 隆雅	富士機械工業 株式会社	代表取締役社長
理事	祖父江 光孝	富士写真フイルム 株式会社	専務執行役員
理事	渡辺 洋	三菱重工業 株式会社	紙・印刷機械事業部 副 事業部長
理事	宮腰 巖	株式会社 ミヤコシ	代表取締役社長
理事	古門 慶造	株式会社 モトヤ	代表取締役社長
理事	森澤 嘉昭	株式会社 モリサワ	代表取締役会長
理事	三船 強	リョービ 株式会社	常務取締役
監事	恩田 博	株式会社 恩田製作所	代表取締役社長
監事	稲葉 一雄	株式会社 ナピコ	代表取締役社長
監事	宮内 忍	公認会計士 宮内忍事務所	所 長

引き続き定款第12条第3項に基づき新理事による臨時理事会を開催し、正副会長、専務理事及び常任理事の互選について審議を行い、次の通り決定した。

会 長	小森 善治	株式会社 小森コーポレーション
副 会 長	櫻井 美 國	株式会社 桜井グラフィックシステムズ
副 会 長	森澤 嘉昭	株式会社 モリサワ
副 会 長	瀬戸 良皓	株式会社 正栄機械製作所
副 会 長	原 瑛	日本ポールドウイン 株式会社
専務理事	白井 宏	社団法人 日本印刷産業機械工業会
常任理事	飯島 肇	株式会社 飯島製作所
常任理事	石田 明	大日本スクリーン製造 株式会社

常任理事	芝 康平	株式会社 東京機械製作所
常任理事	祖父江 光孝	富士写真フイルム 株式会社
常任理事	渡辺 洋	三菱重工業 株式会社
常任理事	宮腰 巖	株式会社 ミヤコシ
常任理事	三船 強	リョービ 株式会社

臨時理事会終了後、議長は通常総会の再開を宣し、白井専務理事より以下の通り臨時理事会の審議結果に基づく新役員の報告があり、承認可決した。

会 長	小森 善治	株式会社 小森コーポレーション	代表取締役社長
副会長	櫻井 美園	株式会社 桜井グラフィックシステムズ	代表取締役社長
副会長	森澤 嘉昭	株式会社 モリサワ	代表取締役会長
副会長	瀬戸 良皓	株式会社 正栄機械製作所	代表取締役社長
副会長	原 瑛	日本ポールドウイン 株式会社	取締役会長
専務理事	白井 宏	社団法人 日本印刷産業機械工業会	専 務 理 事
常任理事	飯島 肇	株式会社 飯島製作所	取締役会長
常任理事	石田 明	大日本スクリーン製造 株式会社	代表取締役会長 兼 社 長
常任理事	芝 康平	株式会社 東京機械製作所	代表取締役社長
常任理事	祖父江 光孝	富士写真フイルム 株式会社	専務執行役員
常任理事	渡辺 洋	三菱重工業 株式会社	紙・印刷機械事業部 副 事 業 部 長
常任理事	宮腰 巖	株式会社 ミヤコシ	代表取締役社長
常任理事	三船 強	リョービ 株式会社	常務取締役
理 事	小池 尚	アイグラフィックス 株式会社	代表取締役会長
理 事	竹下 栄一	石川島産業機械 株式会社	代表取締役社長
理 事	磯輪 武雄	株式会社 I S O W A	代表取締役会長
理 事	伊藤 嘉康	イトーテック 株式会社	代表取締役社長
理 事	大床 正晃	株式会社 大床製作所	代表取締役社長
理 事	尾埜 龍夫	株式会社 尾埜製作所	代表取締役会長
理 事	工藤 英知	株式会社 工藤鉄工所	代表取締役社長
理 事	小池 隆雄	株式会社 小池製作所	代表取締役社長
理 事	林 典樹	株式会社 ゴスグラフィックシステムズジャパン	代表取締役社長

理事	鈴木 繁	コニカ 株式会社	常務取締役
理事	篠原 幹夫	株式会社 篠原鉄工所	代表取締役社長
理事	石井 裕子	株式会社 写研	代表取締役社長
理事	五十嵐 丈夫	株式会社 太陽機械製作所	代表取締役社長
理事	福島 治雄	東邦精機 株式会社	代表取締役社長
理事	梶谷 武司	ハマダ印刷機械 株式会社	代表取締役社長
理事	和田 隆雅	富士機械工業 株式会社	代表取締役社長
理事	古門 慶造	株式会社 モトヤ	代表取締役社長
理事	加貫 順三	株式会社 加貫ローラ製作所	代表取締役社長
理事	竹内 時男	社団法人 日本印刷産業機械工業会	理事
監事	恩田 博	株式会社 恩田製作所	代表取締役社長
監事	稲葉 一雄	株式会社 ナピコ	代表取締役社長
監事	宮内 忍	公認会計士 宮内忍事務所	所 長

最後に小森議長より第1号議案から第4号議案まですべて審議が終了した旨報告があり、平成14年度通常総会は滞りなく終了した。

## 2 理事会

平成14年度の理事会は、定款第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり開催され、業務の執行を議決した。

第164回理事会（14.5.27）虎ノ門パストラル 新館5階「マグノリア」

- (1) 賛助会員入会の届出について
- (2) 退会会員の届出について
- (3) 会員の代表者変更届について
- (4) 平成13年度事業報告及び収支決算報告について
- (5) 平成14年度通常総会の運営について
- (6) 平成14年度補助事業に関する承認について
- (7) 平成15年度通常総会の日程について



(8) 報告事項 4 件

第 165 回理事会（14.9.13）虎ノ門パストラル 新館 5 階「ローレル」

- (1) 正会員入会の届出について
- (2) 退会会員の届出について
- (3) 会員の代表者変更届について
- (4) 工業会定款の改定について
- (5) Japan Color / AMPAC 実証テストコンソーシアムについて
- (6) 新規 PL 警告表示ラベルについて
- (7) 事業協賛名義使用願いについて
- (8) 報告事項 7 件
- (9) 講演「環境政策について」

第 166 回理事会（14.11.14）機械振興会館 6 階 67 号室

- (1) 退会会員の届出について
- (2) 平成 15 年度印刷システムの高機能・効率化に関する調査研究補助事業の申請について
- (3) 平成 15 年度製箱工程の情報統合化に関する調査研究補助事業の申請について
- (4) 事業協賛名義使用願いについて
- (5) 報告事項 10 件
- (6) 講演「知的財産立国と印刷産業への期待」

第 167 回理事会（15.1.21）虎ノ門パストラル新館 4 階「ミント」

- (1) 平成 15 年度工業会事業計画（案）について
- (2) 工業会定款及び規程の改訂について
- (3) 工業会年始会の運営について
- (4) 平成 16 年工業会年始会の日程（案）について
- (5) 事業協賛名義使用願いについて
- (6) 報告事項 3 件

第 168 回理事会 ( 15.3.12 ) 機械振興会館 6 階 67 号室

- (1) 退会会員の届出について
- (2) 平成 14 年度収支決算見込み及び平成 15 年度収支予算案について
- (3) 工業会規程の改定について
- (4) 平成 15 年度通常総会の運営要領について
- (5) 事業協賛名義使用願いについて
- (6) 報告事項 3 件

### 3 平成 14 年度事業及び行事推進経過

平成 14 年

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 4 月 5 日 (金) | 断裁機分科会                      |
| 9 日 (火)     | フォーム印刷機械部会<br>IPEX 2002 開幕  |
| 10 日 (水)    | ISO / TC130 / JWG 5 委員会     |
| 11 日 (木)    | 製版機械部会                      |
| 16 日 (火)    | 周辺機器部会 ( 周辺機器用語整備検討会 )      |
| 17 日 (水)    | IPEX 2002 閉幕                |
| 19 日 (金)    | 製本機械部会                      |
| 22 日 (月)    | 特殊印刷機分科会                    |
| 23 日 (火)    | ISO / TC130 / JWG 3 委員会     |
| 25 日 (木)    | 技術委員会                       |
| 26 日 (金)    | 印刷機材団体協議会 幹事会               |
| 5 月 9 日 (木) | ISO / TC130 / WG 5 小委員会     |
| 10 日 (金)    | 印刷機材団体協議会 役員会               |
| 15 日 (水)    | 技術委員会 ( PL 警告表示ラベル分科会 )     |
| 17 日 (金)    | 枚葉印刷機の機械用語統一委員会<br>枚葉印刷機械部会 |
| 21 日 (火)    | 工業会会計監査                     |
| 27 日 (月)    | 第 164 回理事会                  |

- 平成 14 年度通常総会
- 28 日 (火) JPMA ゴルフ大会
- 29 日 (水) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 31 日 (金) Japan Color / AMPAC 実証実験事業準備会
- 6 月 5 日 (水) 新聞用ジャパンカラープロファイル印刷実施立会
- 6 日 (木) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 12 日 (水) 技術委員会
- 13 日 (木) グラビア印刷機分科会
- 14 日 (金) ISO / TC130 運営委員会  
ISO / TC130 総会
- 17 日 (月) ISO / TC130 / JWG 5 委員会
- 18 日 (火) 製本機械部会
- 21 日 (金) グラビア印刷機分科会  
断裁機分科会
- 24 日 (月) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 28 日 (金) Japan Color / AMPAC 実証実験事業準備会
- 7 月 3 日 (水) 技術委員会 (PL 警告表示ラベル分科会)
- 12 日 (金) ISO / TC130 / JWG 3・4 委員会
- 15 日 (月) 新聞用ジャパンカラー検討委員会
- 16 日 (火) フォーム印刷機械部会
- 17 日 (水) 特殊印刷機分科会
- 18 日 (木) 特殊印刷機分科会
- 19 日 (金) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会  
印刷産業機械の環境対策調査研究委員会
- 26 日 (金) 枚葉印刷機の機械用語統一委員会  
枚葉印刷機械部会
- 30 日 (火) 製版機械部会
- 8 月 1 日 (木) 製本機械部会
- 8 日 (木) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 12 日 (月) 技術委員会 (PL 警告表示ラベル分科会)

- 19 日 (月) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 20 日 (火) ISO / TC130 / JWG 5 委員会
- 21 日 (水) 技術委員会
- 22 日 (木) Japan Color / AMPAC 実証実験事業準備会
- 23 日 (金) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会  
印刷産業機械の環境対策調査研究委員会
- 26 日 (月) ISO / TC130 / JWG 2 委員会
- 27 日 (火) 断裁機分科会
- 28 日 (水) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 9 月 2 日 (月) 印刷機材団体協議会 役員会
- 4 日 (水) 枚葉印刷機の機械用語統一委員会
- 11 日 (水) 技術委員会 (PL 警告表示ラベル分科会)
- 12 日 (木) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 13 日 (金) 第 165 回理事会  
JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 17 日 (火) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 18 日 (水) 環境対策調査研究委員会
- 19 日 (木) 新聞用ジャパンカラー検討委員会
- 23 日 (月) ISO / TC130 国際会議 (23 日 ~ 28 日ドイツ・ベルリン)
- 26 日 (木) 紙工機械部会
- 10 月 8 日 (火) フォーム印刷機械部会  
JPMA ゴルフ同好会
- 9 日 (水) ISO / TC130 / JWG 5 委員会
- 10 日 (木) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 11 日 (金) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 15 日 (火) ISO / TC130 / JWG 2 委員会
- 17 日 (木) ISO / TC130 / JWG 3・4 委員会
- 22 日 (火) 特殊印刷機分科会
- 23 日 (水) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 24 日 (木) 技術委員会

- 25 日 (金) ISO / TC130 / JWG 5 小委員会
- 28 日 (月) 印刷産業機械の環境対策調査研究委員会
- 11 月 1 日 (金) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 5 日 (火) ISO / TC130 / JWG 5 委員会  
製版機械部会  
「高橋恭介先生の経済産業大臣表彰を祝う会」
- 6 日 (水) 枚葉印刷機械の機械用語統一委員会
- 8 日 (金) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 12 日 (火) 新聞用ジャパンカラー検討委員会
- 13 日 (水) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会  
第 1 回次世代印刷システム実証実験事業総会
- 14 日 (木) 正副会長会  
第 166 回理事会
- 18 日 (月) 環境対策調査研究委員会  
印刷機材団体協議会 幹事会
- 19 日 (火) ISO / TC130 / JWG 5 小委員会
- 21 日 (木) 広報委員会
- 25 日 (月) 印刷機材団体協議会 役員会
- 27 日 (水) ISO 報告会
- 28 日 (木) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 29 日 (金) 製本機械部会
- 12 月 3 日 (火) ISO / TC130 / JWG 5 委員会
- 4 日 (水) 次世代印刷システムコンソーシアム技術会議
- 5 日 (木) 周辺機器部会  
IGAS2003 出展者説明会 (東京)
- 6 日 (金) IGAS2003 出展者説明会 (大阪)  
グラビア印刷機分科会
- 10 日 (火) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 11 日 (水) 特殊印刷機分科会
- 12 日 (木) 枚葉印刷機の標準機械用語統一委員会

- 枚葉印刷機械部会  
製版機械、枚葉印刷機械合同部会
- 13日(金) JIS原案(ISO12648)作成委員会
- 16日(月) 紙工機械部会  
環境対策調査研究委員会
- 17日(火) フォーム印刷機部会  
新聞用ジャパンカラー実運用検討委員会
- 18日(水) 総務委員会
- 19日(木) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会専門委員会  
技術委員会(PL警告表示ラベル分科会)  
技術委員会
- 20日(金) 輪転印刷機部会
- 26日(木) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 1月8日(水) (社)日本印刷産業機械連合会 新年交歓会
- 9日(木) JIS原案(ISO12648)作成委員会  
環境対策調査研究委員会
- 17日(金) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会  
環境対策調査研究委員会
- 21日(火) 第167回理事会  
工業会年始会
- 22日(水) JIS原案(ISO12648)作成委員会
- 23日(木) 総務委員会
- 24日(金) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 27日(月) 新聞用ジャパンカラー実運用検討委員会
- 29日(水) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 2月5日(水) JIS原案(ISO12648)作成委員会
- 7日(金) 環境対策調査研究委員会  
印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 10日(月) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 12日(水) 印刷機材団体協議会 役員会

- 13 日 (木) ISO / TC130 / JWG 5 委員会
- 18 日 (火) 技術委員会  
リスクアセスメントに関する講演会
- 19 日 (水) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 20 日 (木) AMPAC 実用化利用技術検討会
- 25 日 (火) 経済産業省工業会監査
- 26 日 (水) ISO / TC130 / JWG 3・4 委員会
- 27 日 (木) 輪転印刷機部会  
印刷機材団体協議会 幹事会
- 3 月 4 日 (火) 新聞用ジャパンカラー実運用検討委員会
- 5 日 (水) AMPAC 実運用検討委員会
- 6 日 (木) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 7 日 (金) 環境対策調査研究委員会
- 11 日 (火) フォーム印刷機部会
- 12 日 (水) 第 168 回理事会  
ISO / TC130 / JWG 5 小委員会
- 14 日 (金) 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会
- 18 日 (火) JIS 原案 (ISO12648) 作成委員会
- 19 日 (水) 特殊印刷機械分科会
- 20 日 (木) 印刷機材団体協議会 幹事会
- 26 日 (水) 輪転印刷機部会

## 4 行政施策及び機械工業振興事業等への対応

### 4.1 行政施策・指導

#### 4.1.1 平成 15 年度経済産業省関係税制改正概要

平成 14 年 12 月、与党税制改正大綱が決定し、経済産業省企業行動課から平成 15 年度経済産業省関係の税制改正について発表された。概要は以下の通りである。

経済活性化に向けた税制改革

##### (1) 研究開発税制の抜本強化

近年の経済状況下において、必ずしも有効に機能しなくなってきた研究開発費の増加分に着目した現行制度に代えて、研究開発投資に対するインセンティブ効果を最大限発揮する制度として、研究開発費総額の一定割合を税額控除する制度をはじめ、以下の制度を創設。(減税規模：約 6,000 億円)

##### 【改正内容】

試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設

試験研究費売上高比率に応じた傾斜型税額控除率の設定

・ 3 年間の時限措置 10% ~ 12%

・ うち恒久的措置 8% ~ 10%

(現行制度は、増加分の 15%)

税額控除限度額 法人税額の 20% (現行：12%)

未使用税額控除額の 1 年間繰越可能 (現行：繰越制度なし)

産学官連携促進特別税額控除制度の創設

【税額控除率：3 年間の時限措置一律 15%、恒久的措置一律 12%】

・ 民間企業が産学官連携により共同研究又は委託研究を行った場合には、高い税額控除率を設定。

中小企業技術基盤強化税制の拡充

【税額控除率：3 年間の時限措置一律 15%、恒久的措置一律 12%】

・ 中小企業についても経営基盤が弱いことを考慮し、高い税額控除率(現行 10%)を設定



## 試験研究用資産の特別償却制度の創設

- ・試験研究用機械及び装置等については、50%の特別償却制度を適用(適用期間3年)普通償却と合わせると初年度において94%程度(定率法)の償却が可能

## (2) IT投資促進税制の創設

IT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化するため、ソフトウェア、ハードウェアの双方の投資について、税額控除及び特別償却を認める制度を創設する。

(減税規模：約6,000億円強(うち中小企業2,000億円))

### 【改正内容】

全ての企業(青色申告企業)が行うIT投資に対して、10%の税額控除と取得資産の50%の特別償却の選択適用を認める制度を創設。

### 減税の対象となるIT投資

#### 1)ソフトウェア投資

税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるもの全て(受託開発、パッケージソフトウェア、自社開発。複写して販売する原本、開発研究用を除く。)

#### 2)ハードウェア投資

- ・電子計算機(パソコン、サーバーなど)及び付属装置(ストレージ、プリンタなど)
- ・通信関連機器(ルーター、スイッチ、無線LAN装置など)
- ・事務用機器(デジタル複写機など)
- ・その他(デジタル放送受信設備、インターネット電話設備など)

### リース

中小・中堅企業のIT投資がリース中心であること、現下の厳しい経済情勢を打開する必要があること、などを踏まえ、資本金3億円以下の企業に関しては、税額控除の対象にリース(リース料金総額60%)も含める。

法人税額の20%を上限、超過分は一年分繰越し可能

### (3)産業再生税制（産業活力再生特別措置法に係る税制措置）の拡充

産業活力再生特別措置法を抜本強化し、登録免許税の軽減措置等に加え、企業と企業の壁を越えた事業再構築・産業再編、非効率な設備の廃棄と最新設備の導入等を促進するため、産業再生税制を拡充する。

#### 【現行制度】

- ・認定事業再構築計画に基づく登記に係る登録免許税の軽減(0.7% 0.15%)
- ・欠損金の繰越期間の延長(5年 7年)又は繰戻還付の凍結解除(前1年)
- ・共同出資子会社への現物出資の譲渡益課税の繰延等

#### 【改正内容】

- ・上記措置の拡充及び適用期限の延長
- ・革新的最新設備(マザープラント)の導入に関し、特別償却を認める。
- ・欠損金の繰越期間の延長に関し、繰越対象に事業撤退に必要な費用(再就職支援金や割増退職金など)を加えるなどの拡充を図る。

### 中小企業・ベンチャー企業の挑戦を支援する税制

#### (1)留保金課税の停止措置

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講ずる。(減税規模：約1,400億円)

##### 現行の留保金課税の概要

間接的に配当を促すため、同族会社(3人以下の株主で、持株割合が50%以上となる会社)が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得×35%、定額基準額：1,500万円、積立金基準額：期末資本金の25%相当額 - 利益積立金

税率：留保金額が年3千万円以下10%、1億円以下15%、1億円以上20%

##### 15年度改正の内容

自己資本金比率50%以下の中小法人(資本金1億円以下)について留保金課税を停止。これにより、全中小法人の8割以上が課税停止の対象となる。

なお、現行の以下の特例について、平成 15 年度改正後も存続。

創業 10 年以内の中小企業および新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が 3% 超の中小企業については、留保金課税を停止。

#### (2)事業承継税制の拡充：自社株に対する軽減措置の拡充

自社株に対する軽減措置の諸要件を見直し、より多くの人々が、より大きな軽減措置を受けられるよう、拡充措置を講ずる。これにより、利用できる者が相当程度増えるとともに、軽減額も拡充されることとなる。

(参考) 自社株特例と小規模宅地特例の選択要件の見直し

現行：自社株特例と小規模宅地特例のどちらかしか利用できない。(選択制)

改正後：自社株特例を利用して、特例の上限(発行済みの株式価額のうち 3 億円まで)に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、小規模宅地特例の利用を可能とする。

小規模宅地特例を利用して、特例の上限(居住用であれば 240 m<sup>2</sup>)に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、自社株特例の利用を可能とする。

#### (3)中小企業技術基盤強化税制の拡充

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、大幅に拡充する。(減税規模：約 260 億円)

現行の中小企業技術基盤強化税制

中小企業の支出した試験研究費の 10% を税額控除。

適用期限：平成 15 年 3 月 31 日まで。

15 年度改正の内容

制度の恒久化を図るとともに、税額控除率を 15% (3% 分は当面 3 年間の措置)(現行 10%) に引き上げる。併せて、税額控除限度額を法人税額の 20% (現行 15%) に引き上げる。新たに控除限度額を超えた試験研究費についての 1 年間の繰越控除を認める。

#### (4)中小企業の小額資産損金算入制度の拡充

すべての中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って 30 万円まで引き上げる。(減税規模：約 600 億円)

現行制度

取得価額 10 万円未満の減価償却資産について損金算入(即時償却)を認める。

15 年度改正の内容

投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を対象資産の限定なく 30 万円に引き上げ。これまでで最高額の取得価額要件を実現。

#### (5)中小企業再生円滑化税制

長引く不況の中で、経営の苦しくなった会社に対して、中小企業の社長等が自らの私財をなげうって、個人保証債務を履行し、再建を目指す場合や、廃業していくが未だ会社が解散していない場合にも、その私財譲渡益に対する所得税の非課税措置が図られるよう、運用基準を明確化する。

現状：上記のような場合、税理士等実務家の間では、事実上、会社が解散していないと、所得税の非課税措置が認められないといわれてきた。

[所得税法第 64 条(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)]

運用基準の明確化：保証債務を履行し、求償権を放棄した場合に、以下のような場合でも所得税の非課税措置が認められうることを明記した通達等を発出。

運用基準を明確化。

会社を再建しようとするために、求償権を放棄する場合

廃業していくが、未だ会社が解散していない場合

明確化される運用基準のイメージ：法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

1) その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。

2) その法人は、求償権を放棄(債務免除)することによっても、なお債務超過の状況にあること。これにより、経営の傾いた中小企業の再生が円

滑化するとともに、仮に、倒産する場合においても、身ぐるみはがされることなく、やり直しができるような環境整備が図られる。

#### (6)交際費支出の損金算入限度額の拡大

中小企業の活力を引き出し、需要を喚起すべく、中小企業の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。(減税規模：約 500 億円)

現行の交際費課税の概要

交際費は原則損金不算入。ただし、資本金 5 千万円以下の中小企業の年 400 万円までの交際費支出額のうち 8 割の損金算入を認める。

平成 15 年度改正の内容

資本金 5 千万円以下の中小企業について、損金算入できる範囲を年 400 万円の 9 割までに拡大。

資本金 5 千万円～1 億円の中小企業についても、新たに、年 400 万円までの交際費支出額のうち 9 割の損金算入を認める。

参考：資本金 5 千万円以下：215 万法人に裨益（交際費支出総額 2 兆 5000 億円）。資本金 5 千万円～1 億円：4.6 万法人に裨益（交際費支出総額 2300 億円）。

#### (7)その他の中小企業関係租税特別措置

国税関係

- ・ 中小企業等基盤強化税制について所要の見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。
- ・ 中小企業創造的活動促進法の認定事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置の適用期限を 2 年間延長する。
- ・ 中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度について適用期限を 2 年間延長する。
- ・ 中小企業等の貸倒引当金の特例措置について適用期限を 2 年間延長する。
- ・ 事業化設備投資促進税制について所要の措置を講じた上で、中小企業等基盤強化税制に統合する。
- ・ 中小企業者の機械等の特別償却制度を中小企業投資促進税制に統合する。

地方税関係

- ・ 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について税額控除

率の引き上げ等に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

- ・中小企業創造的事業活動促進法に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

## エネルギー税制・環境関連税制の整備

### (1)環境・エネルギー関係主要租税特別措置

公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

制度の概要：公害防止に係る法規制・基準等を遵守するために事業者が公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度（16%若しくは12%）。

再商品化設備等の特別償却制度の拡充

### その他の主要項目

#### (1)年金関連税制

制度の概要：退職年金等積立金に係る特別法人税（税率1.173%）の凍結期間の延長

#### (2)組織再編税制における適格要件の見直し

制度の概要：企業組織再編税制において、連続した複数の再編に対応した一定の税制適格要件を創設。

#### (3)自社株に係る同族判定の見直し

制度の概要：自己株式取得を進めた結果、同族会社と判定され税制上不利な扱いを受けることのないよう、自己株式保有数は同族会社の判定から除外する。

#### (4)新事業創出促進法関連税制の適用期限の延長

制度の概要：特定高度技術産業集積地域における高度技術産業設備に対する特別償却制度（機械等15%、建物等8%）の2年間延長

#### (5)特殊法人等合理化計画等に基づく特殊法人等の事業及び組織形態等の変更に伴う所要の税制措置

改正内容：独立行政法人（日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・鉱物資源機構、情報処理推進

機構及び原子力安全基盤機構)設立等に係る登録免許税、不動産取得税等の非課税措置及び当該設立される独立行政法人が行う事業に係る課税の非課税又は特例措置(法人税、登録免許税、法人住民税、事業税、固定資産税等)の創設

#### 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入が決定。(平成16年度から導入)

- ・対象法人は、資本金1億円超の法人に限る。
  - ・法人事業税の税率を9.6%から7.2%に引下げ。
  - ・代わりに1/4部分について外形標準課税を導入。(付加価値割:資本割=2:1)
    - 「付加価値割」:賃金+支払利子+支払賃借料+単年度損益、
    - 「資本割」:資本金+資本準備金
  - ・「付加価値割」については賃金が一定割合を超える企業の課税ベースを圧縮。
  - ・「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。
- 1)課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。
  - 2)資本金等が1千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。

#### 消費税の中小事業者特例

小規模な事業者の事務負担への配慮から設けられた消費税の中小事業者特例(免税点制度、簡易課税制度)について、見直しを行う。

##### (1)現行の免税点制度及び簡易課税制度の概要

免税点制度:売上高3千万円以下の事業者は免税。

簡易課税制度:売上高に、業種に応じたみなし仕入れ率を乗じて、簡易に消費税額を算出するもの。現行は、売上高2億円以下の事業者が対象。

<簡易課税における納付税額の計算方法>

売上高×5% - 売上高×みなし仕入れ率×5% = 消費税納付税額

<簡易課税におけるみなし仕入れ率>

卸売業:90%、小売業:80%、製造業等:70%:サービス業等:50%、

その他事業:60%

##### (2)平成15年度改正の内容

免税点制度：適用上限の引下げ 3,000 万円以下 1,000 万円以下

簡易課税制度：適用上限の引下げ 2 億円以下 5,000 万円以下

申告納付回数：直前の課税期間の年税額が 6,000 万円（地方消費税込み）を超える事業者について、年 4 回申告納付から毎月申告納付（年 12 回）

適用期間：平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用

総額表示方式：消費税法において、総額を明らかにすることを義務づけ。

（平成 16 年 4 月 1 日から）

#### 4.1.2 中小企業投資促進税制

##### 【概要】

中小企業投資促進税制は、中小企業者等が一定規模以上の機械装置、構造改善に資する特定の器具備品、普通貨物自動車等を適用期間内に取得し、又は、リース契約により賃借し、指定事業の用に供した場合に、その取得価額の 7% の税額控除又は 30% の特別償却（リースの場合には、リース費用総額の 60% について 7% の税額控除）をその者の選択により認めるものである。

（租税特別措置法第 10 条の 6 及び第 42 条の 11）

本制度は、平成 10 年 4 月の総合経済対策において、中小企業者等の投資を促進する観点から、臨時時限措置として、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充したものである。

##### 【適用を受けることができる者】

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人で次のいずれかに該当するもの（中小企業者等）である。

(1) 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

(2) 資本若しくは出資の金額が 1 億円以下の法人（次の 又は に該当するものを除く。）

発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が 2 以上の大規模法人の所有に属している法人



(注)ただし、資本若しくは出資の金額が 3,000 万円を超える法人 (4)に掲げる法人を除く。)は、取得に係る税額控除の適用を受けることができない。

(3)資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

(4)次に掲げる法人 省 略

指定事業の範囲：本制度の指定事業は次の業種に属する事業である。

(1)～(5) 省 略

(6)製 造 業

(7)～(20) 省 略

#### 【対象資産】

本制度の対象資産 (新品のものに限る。)は、次のいずれか。

(1)1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上(リースの場合はリース料の総額が 210 万円以上)の機械及び装置。

(2)1 台又は 1 基、又は同一種類の複数台の合計の取得価額が 100 万円以上(リースの場合はリース料の総額が 140 万円以上)の器具及び備品であり、表 に掲げるもの。(租税特別措置法施行規則第 5 条の 11、第 20 条の 5 の 2)

(3)車両及び運搬具(道路運送車両法に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が 3.5 トン以上のものに限る。)

(注)平成 11 年 3 月 31 日までに取得又はリースの場合は、8 トン以上のものに限る。

(4)内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶 (ただし、取得価額の 75% を対象とする)。

#### 【適用期間】

本制度の適用期間は平成 10 年 6 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までである。

#### 【税額控除又は特別償却】

(1)取得の場合

対象資産 (新品のものに限る。)を取得 (製作又は建設を含む。)の後、指定事業 (国内において自己が営むものに限る。)の用に供した場合には、次の税額

控除又は特別償却をその者の選択により認める。

#### 税額控除

- 1) 個人の場合 供用年(対象資産を事業の用に供した年)の総所得金額に係る所得税の額からその年に事業の用に供した対象資産の取得価額の7%相当額を控除する。
- 2) 法人の場合 供用年度(対象資産を事業の用に供した事業年度)の所得に対する法人税の額からその事業年度に事業の用に供した対象資産の取得価額の7%相当額を控除する。

#### 税額控除の限度及びその繰越し

税額控除により控除を受ける金額は、次に掲げる金額を限度とし、これを超える金額についてはその後1年間繰り越すことができる。ただし、この繰越しの場合にも次に掲げる金額が限度となり、かつ、による控除ができる場合にはまずそれを行った後に繰越しによる控除を行うこととなっている。

- 1)個人の場合 供用年の事業所得に係る所得税の額の20%相当額。
- 2)法人の場合 供用年度の所得に対する法人税の額の20%相当額。

#### 特別償却

供用年又は供用年度において普通償却のほかに対象資産の取得価額の30%相当額を償却費として必要経費又は損金に算入することができる。

#### 特別償却の繰越し

特別償却についても、税額控除と同様に1年間の繰越しが認められる。

#### (2)リースの場合

対象資産(3.(4)に該当するものを除く。)をリース契約により賃借の後、指定事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%について、(1)及び が適用される。なお、リース契約は、リース契約期間が5年以上のもので、かつ法定耐用年数を超えないものであること、リース費用が期間内に均等、かつ定期的に支払われるものであること等が要件とされている。

(注)なお、耐用年数4年以下の貨物自動車については、このリース契約の要件を満たさないため、税額控除の適用を受けることができない。

リース税額控除実施資産を指定事業の用に供さなくなった場合には、一定の算式により税額を返還（通常の税金に加算して納税）することが必要となる。

#### 【他の制度の同時適用停止】

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度、割増償却制度等の適用を受けることができない。

#### 【適用を受けるための手続き】

確定申告等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で申告することが必要である。また、取得した資産についてその性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要である。

### 4.1.3 改革加速のための総合対応策（中小企業金融対策）

平成 14 年 10 月 30 日、政府が取り纏めた『改革加速のための総合対応策』を踏まえ、中小企業金融のセーフティネットとして、売掛債権担保融資保証制度の更なる制度の改善、セーフティネット保証・貸付制度の拡充、事業再生保証制度の創設や DIP ファイナンスの拡充措置等を講じる一方、独創的な技術・アイデア等により、新たな事業分野を創設するなど、中小企業金融対策が拡充された。

#### 売掛債権担保融資保証制度の拡充

本制度は、中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。

従来、実際の借入れは、商品の納入や役務の提供が完了した後の、既に発生している売掛債権を対象としていたが、平成 14 年 11 月 11 日から、契約が成立した段階からも一定の範囲内で資金の借入れができるように大きく改善された。

過去の物品の納入や役務の提供等における履行実績、中小企業者の財務状況等から、契約締結後契約を約定どおり実行できるかどうか等を総合的に審査した結果、上記のような売掛債権の発生前の借入れが認められないこともある。

- ・ 対象 個人又は法人・組合等で事業を営まれる中小企業者であれば、一部の業種を除いて利用可能。(通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じ。)
- ・ 保証限度額：1億円、保証割合：90%  
(金融機関からの借入限度額は1億1,100万円)
- ・ 保証料率：年率1%
- ・ 本制度の対象となる売掛債権  
売掛金債権(事業者に対するもの。以下同じ。)、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など  
譲渡禁止特約の付いた売掛債権は本制度の対象とならない。売掛先から解除承諾書の提出を受ける必要がある。
- ・ 担保条件  
申込人の有する売掛債権を担保とする。法人代表者以外の保証人は徴求されない。(金融機関がリスクを負担する10%部分については、別途金融機関から担保を求められることもある。)
- ・ 売掛債権の譲渡については、  
債権譲渡登記制度に基づく登記、売掛先への通知、売掛先の承諾のいずれかの保全方法を講じることが必要。
- ・ 保証期間  
根保証方式：1年間、個別保証方式：1年以内  
根保証方式の場合には、融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入極度額が設定され、その範囲内で一年間反復して借入れを受けることが可能。
- ・ 借入れについて  
売掛債権の発生前の借入れのタイミング、金額等については、金融機関と相談。納品、工事等の進捗により、借入れを受けられる金額が異なる。  
債権発生後の借入れについても、借入時点の提出書類(エビデンス)は、  
1)売掛先の確認のサインがあるもの(運送伝票等)  
2)取引実績により発注書に見合う納入をしていることが明白なものなどを  
含め、柔軟に幅広く認められるようになっている。  
なお、実際の売掛債権の額面そのままの金額の借入れを受けられるわけ

ではない。

・取扱機関

金融機関を経由して、各都道府県等の信用保証協会に申し込む。

セーフティネット保証制度の拡充

セーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度。

今般、不良債権処理の加速化、金融機関の再編の進展などにより、中小企業を巡る金融経済情勢が一層厳しくなる中、中小企業への円滑な資金供給の確保に万全を期すためセーフティネット保証制度を拡充。(7号、8号の追加)

・対象となる中小企業者

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた者。

従来

- 1号：大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響をうける中小企業者
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号：業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号：金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者

新設

- 7号：金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号：整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められる者。

- ・保証料率

おおむね年率1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められている。

- ・保証限度額：(通常の見積り限度額) + (別枠保証限度額)

- ・手続きの流れ

対象となる中小企業者は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)の所在地の市町村(又は特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参の上、保証付き融資を申し込むことが必要。

- ・取扱機関：金融機関を経由して各都道府県等の信用保証協会に申し込む。

### 事業再生保証制度の創設

この制度は、民事再生法等において再生計画等の認可を受け、再建に取り組んでいる中小企業者に対して、金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度であり、今般創設。

- ・対象となる中小企業者

以下の状態又はこれに準ずる状態にある中小企業者

- 1)民事再生法に基づき再生計画の認可を受け、同計画の途上にあるもの
- 2)会社更生法に基づき更正計画の認可を受け、同計画の途上にあるもの  
上記のうち、以下の要件に全て合致する中小企業者
- 3)金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められること。
- 4)償還確実性が見込まれること。

- ・保証限度額：3億8千万円(但し、売掛債権担保融資保証1億円、無担保保証8千万円を含む)

- ・保証割合：80%

- ・保証期間：原則1年以内

- ・返済方法：原則として一括返済

- ・担保：原則として、売掛債権等を徴求する。

- ・ 保証人：法人である場合は代表者。但し、必要に応じ保証人を徴求することがある。

個人事業者である場合は、必要に応じ保証人を徴求することがある。

金融機関の負担する部分（20％）の保全については、各金融機関から別途担保を求められることがある。

- ・ 貸付金利：金融機関所定金利
- ・ 取扱機関：金融機関を経由して、各都道府県等の信用保証協会に申し込む。

#### 商工中金の金融環境変化対応資金担保免除特例制度の拡充

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれる中小企業者に対して、無担保で貸し付ける制度の貸付限度額は従来 3 千万円であったが、今般 5 千万円に引き上げられた。

- ・ 対象となる中小企業者

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしており、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる中小企業者であって、次の 1)～3)のいずれかに該当する者。（ただし、商工中金において金融審査を行い、債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる者。）

- 1)取引金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたこと。
- 2)取引金融機関が別に定める実質的に経営破綻の状態等にあること。
- 3) 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化していること。

- ・ 貸付限度額：5 千万円
- ・ 貸付期間：5 年以内（うち据置 6 ヶ月以内）
- ・ 貸付利率：商工中金所定の利率
- ・ 貸付条件：借入れに際して、新たな担保提供は不要。保証人は、原則として、代表者一名の保証が必要。

#### D I P ファイナンスの拡充

民事再生法等の法的再生手続の途上にある中小企業のうちで再生計画が認定された企業等に対して、政府系金融機関が融資する制度について、今般の「改革加速のための総合対応策」を踏まえ、貸付対象事業者の拡充等を行った。

#### (1) 商工中金の「事業再生支援貸付制度」の改正について

##### ・ 貸付対象

- 1) 再生手続申立時点で商工中金と貸出取引がなくても貸付対象とする。
- 2) 貸付対象に「私的整理ガイドラインに沿って私的整理を行う者」等を追加。

##### ・ 資金使途

従来 of 短期運転資金に加え、新たに設備資金・長期運転資金を加える。

#### (2) 中小公庫の「事業再生支援特別貸付制度」の改正について

##### ・ 貸付対象

貸付対象に「私的整理ガイドラインに沿って私的整理を行う者」等を追加。

## 4.2 機械工業振興事業

### 4.2.1 平成 14 年度実施事業

#### 日自振補助事業

#### 印刷産業機械の環境対応に関する調査研究補助事業

当該事業は、日本自転車振興会から自転車等機械工業振興事業に関する補助金の交付を受けて実施したものである。主な事業概要は、以下のとおりである。

#### 【事業の目的】

21 世紀における産業界は、情報通信技術、安全、環境、省エネルギー、リサイクル等の課題へ総合的に対応することが求められ、人と環境に優しいもの造り社会・街造りが必要となっている。20 世紀後半 50 年は、物不足から発し物質的豊かさ、低価格と大量消費さらには品質と利便性を追求した経済社会が形成されたが、1990 年代は、資源への制約、地球環境問題を背景に安全、健康、精心的豊かさの追求へと移行し、生産構造は、多品種、少量、多様化・個性化へと指向されるとともに、環境問題では生態系の安全、環境保全が求められ、環境問題へ総合的に対応する循環型社会形成の提案がなされ、国や地方公共団体



をはじめ各企業も環境マネジメント、環境経営へと取組が行われている。

従来、環境問題への対応は、発生した汚染事項等結果に対する対処が主であったが、今日における対応は、未然防止の観点から環境問題に対して積極的な取組がなされている。

我が機械産業は、高度情報化の急速な進展と情報のデジタル化、ネットワーク化によって、需要業界における印刷物等の受発注、納品形態の多品種、小ロット、短納期、低コスト化が要求されるなかで、これらの市場ニーズに対応することと併せ印刷関連産業の環境負荷低減を促進しつつ対応を図って来たが、国や地方公共団体をはじめ環境関連の諸法規の整備が急速にすすみ、各種の法律・条令が施行、又は準備されている。しかし、それらの法制度の内容、範囲等は煩雑かつ多岐わたり、それらの情報を正確に把握し対応することがかなりの労力を要するものとなっている。

本調査研究事業は、当該機械産業が環境問題へ未然防止の観点から積極的に対応を図るうえから法制度と政策体系の情報を平易で使い易く整理提供し、機械構造の特性に対応した指針を提案することを目的とした。

#### 【事業の概要事業の目的】

調査事業は、先ず印刷関連産業にとって関係が深い環境法令を選定し、個別の環境法令研究検討会及び法令調査をすすめ、さらに騒音・振動規制調査グループ 水質規制調査グループ 大気・悪臭規制調査グループの三つの調査グループを設置して作業をすすめた。調査グループは、テーマ毎に各都道府県の条例・規則を全国的に調査、個別グループ毎に関係部署への問い合わせや全国的な規制内容の一覧整備、検討を行ってきた。これらに基づく当該調査研究報告書の概要は、次のとおりである。

第1章は、本事業の目的および調査の概要を示した。第2章では総論として、条約、法律の仕組み国際環境条約の推移を検討するとともに、国内の環境関連法令の経緯や法令および国際環境マネジメントシステムの概要について述べた。第3章では、当該業界と印刷関連産業に関わる基本的な環境関連法令について取りまとめた。第4章では、国の環境法令に基づき各都道府県において制定された条例・規制基準を各調査グループが調査した結果を全国一覧で把握ができる形に整理した。また、当該機械メーカーが機械納入時に、それぞれの都道府県

条例等を予め知る上で一助となるよう考慮し取りまとめている。第 5 章では、印刷関連産業の環境課題と対応として、印刷関連産業が関わる環境問題および当該印刷産業機械業界の環境負荷の現状、課題と対応の基本的な取組みの方向性を示した。第 6 章は、本調査研究事業のまとめである。地球温暖化防止、環境保全の課題は、21 世紀の国際的な取組みで推移する、これらを背景にエネルギーのクリーン化・省エネルギー化、サステナブルな発展、循環型社会に対応した産業社会の形成、環境に優しい技術開発や新技術が必要であること提案し、本事業のまとめとした。

### 環境対策調査研究委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

委員長	白井 健介	芝浦工業大学 工学部 機械工学第二学科 教授
委員	植木 忠博	芝浦工業大学 工学部 機械工学科 講師
委員	竹川 良一	(株)I S O W A 技術本部 技術本部長
委員	宮崎 修	(株)加貫ローラ製作所 品質保証課 係長
委員	田尾 玄治	(株)小森コーポレーション 社長室 環境担当
委員	伊原 暹	(株)桜井グラフィックシステムズ 社長室
委員	青野 良秀	(株)正栄機械制作所 総務部 部長
委員	高倉 幸一	(株)シンク・ラボラトリー 開発取締役
委員	比留川輝雄	(株)東京機械製作所 玉川製造所 技術調査部 部長付
委員	村田 勝人	東洋インキ製造(株) オフセット事業部 技術部 技術管理課長
委員	椎名 正己	富士機械工業(株) 印刷機械事業部 技術部 設計 2 グループ 部長
委員	加瀬 元禮	富士写真フイルム(株) 印刷システム部 参事
委員	加藤 悟	(株)ミヤコシ 研究開発本部 技術管理課 主任
委員	戸矢 徳治	芳野マシナリー(株) 取締役相談役
委員	太田 晴也	リンテック(株) 印刷機械営業部 営業課 係長
事務局	白井 宏	(社)日本印刷産業機械工業会 専務理事

事務局 竹内 時男 (社)日本印刷産業機械工業会 事務局長

事務局 橋本 憲一 (社)日本印刷産業機械工業会 業務部 次長

## 日機連受託事業

### 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究補助事業

当該事業は、(社)日本機械工業連合会の受託を受けて実施したものである。

主な事業概要は次のとおりである。

#### 【事業の目的】

本調査研究の目的は、カラー印刷物作製のワークフローに存在するカラー情報コミュニケーションのギャップやミスマッチの解消のための方法論及び具体的方法の調査研究を行いギャップ解消の具体案を提案することである。研究表題にある「カラーマッチング」とはカラー印刷ワークフローにおけるカラー情報ギャップの無いシームレスワークフロー構築のための意味として使っている。

カラー印刷ワークフローでは印刷機により最終目的物であるカラー印刷物が出力される。出力物の上流にある全てのデバイス、材料などは印刷物を作るための中間媒体に過ぎず、印刷メディアの色空間が全てのメディアの基準になるべきであることを示している。デジタルワークフローの中でカラー情報交換をシームレスに障害無く行うには共通言語としての標準を設定することが不可欠である。すでに色の表示に関する国際標準は CIELAB や CIEXYZ として決まっており、これはデバイスに依存しない色であるのでこの表示法を媒介として異なる色空間を持つデバイス(メディア)間のカラーマッチングを行うことは可能になっている。標準とすべき色空間は印刷色であり、カラー印刷ワークフローでの中間デバイスの色空間は印刷色に準拠すべきことを示している。即ち、カラー印刷デジタルワークフローでのカラー情報交換をシームレスに障害無く行うには、印刷色の標準化とそれに準拠したデジタルカラープルーフおよびカラーモニタを実現することが不可欠である。

本調査研究では上に述べた目的を達成するために先ず、既に標準化されている印刷色の標準ジャパンカラーの CTP (Computer to Plate) 対応の検証および各種イメージング方式のジャパンカラー準拠デジタルカラープルーフシステムとしての可能性の検証を行うことにした。

## 【事業の概要】

### (1) ジャパンカラー2001 再現印刷

ジャパンカラー2001 は標準インキと標準用紙を用いて CTF ( Computer to Film ) 方式刷版により印刷された標準印刷物 ( 一次標準 ) であり印刷色の標準である。CTP 運用下でも印刷色の標準はジャパンカラー2001 でありそれをターゲットにしたテスト印刷を行う。カラーチャートによりカラーマッチング評価を行うが参考として SCID 標準画像の絵柄を同時に印刷した。また、肌色やグレイなどの ISO12642(IT8)チャートに不足しているチャートを追加して印刷し色管理標準としての有効性の検証とより優れた CMS ( Color Management System ) 色管理のための今後の改定の方向性を示唆する。

### (2) ジャパンカラー2001 を基準とした各種 DDCP のカラーマッチング評価

DDCP ( Direct Digital Color Proof ) にはいわゆるハイエンド DDCP 以外にインクジェットプリンタと電子写真プリンタを含めている。これら DDCP によるジャパンカラー2001 の CMS 色合わせ出力物の再現性評価を行い、二次標準としての可能性を検証し色情報交換の効率化を提案する。

カラー印刷トータルワークフローの中でカラーモニタは色々な個所で使われる。特にプリプレスでのカラーモニタは印刷色の色空間に近似すべきでありその標準化問題は今後の課題となる。

## 印刷産業機械のカラーマッチングに関する調査研究委員会委員名簿

( 敬称略、順不同 )

委員長	高橋 恭介	東海大学 名誉教授
委員	三品 博達	室蘭工業大学 工学部 機械システム工学科 教授
委員	弓木 慶一	(社)日本印刷学会 幹事
委員	湯浅 友典	室蘭工業大学 工学部 機械システム工学科 助手
委員	工藤 芳明	(社)日本印刷産業連合会 大日本印刷(株) 技術開発センター 生産総合研究所 主幹研究員
委員	岡田 秀樹	(社)日本印刷産業連合会 凸版印刷(株) 生産技術開発部 課長
委員	細井 美幸	コニカ(株) メディカル&グラフィックカンパニー MG開発センター GIシステムグループ 主幹研究員
委員	吉川 武志	(株)小森コーポレーション 営業技術部 営業技術課 課長

委員	河合	則之	(株)桜井グラフィックシステムズ	開発設計部	技師補
委員	安居	良二	(株)篠原鐵工所	品質保証部	課長
委員	鶴谷	佳憲	大日本スクリーン製造(株)	MTマーケティング部	副部長
委員	川田	育孝	東洋インキ製造(株)	グラフィックテクノセンター	課長
委員	中野	優	ハマダ印刷機械(株)	事業開発部	開発プロジェクト
委員	矢澤	宏巳	富士写真フイルム(株)	印刷システム部	技術主席
委員	山本	研志	三菱重工業(株)	紙・印刷機械事業部	印刷機械総括部主任
委員	目崎	詳二	リョービ(株)	グラフィックシステム本部営業・管理部	企画開発課 プリプレス担当主任

## 4.2.2 平成 15 年度実施予定事業

### 日自振補助事業

#### 印刷システムの高機能・効率化に関する調査研究補助事業の概要

当該事業は、日本自転車振興会から自転車等機械工業振興事業に関する補助金の交付を受けて実施するものである。主な事業概要は次のとおり。

#### 【事業の目的】

出版物、印刷物等の製作は、企画・デザイン、プリプレス（製版）、プレス（印刷）、ポストプレス（加工、製本）の各工程を経る必要があり、各工程それぞれで分割、分業が成り立っている。

しかし、印刷関連業界から多品種・小ロット・短納期等のニーズがますます強まってきている中で、印刷産業機械業界としてもそれらに対応した機械やシステムが求められ、各工程間におけるロス（人間が仕様等の情報を機械に入力する作業等）を低減させるといった、IT（情報技術）を活用した各工程間の連携が強く求められている。

これらから本調査研究事業では、ITを活用し各工程間で生ずるロスの低減を行い生産効率の向上のための調査研究を行い、工程間相互の高機能化及び生産の高効率化を実現できるシステムの技術指針を策定・提言し、当該機械工業の振興に寄与することを目的とする。

#### 【事業の内容】

上記の目的を達成するために、情報加工・製版機械、印刷機械、製本機械を対象に下記の調査研究を行う。

印刷・加工に関する企画・デザイン、プリプレス、プレス、ポストプレスの各工程間の作業情報、仕様情報を抽出・整備する。

各工程間及び双方向の作業・仕様情報の共有化について調査する。

最終製品から各工程の作業情報及び工程間の仕様情報の一括抽出（検索）システムの調査を行う。

上記の ～ の調査研究を行い工程間ロス削減による効率化生産システムに関する技術指針を策定し提言する。

## 日機連受託事業

製造技術の情報化促進に関する調査研究（製箱工程の情報統合化に関する調査）

当該事業は、(社)日本機械工業連合会の受託を受けて実施するものである。

主な事業は次のとおりである。

### 【事業の目的】

紙器・段ボール箱の業界においては、景気停滞による消費・物流の低迷やエンドユーザーの海外移転、購入資材の高騰、表面化した環境・安全問題及び業界構造の再編、流通の変革等の様々な問題に直面している。

また、エンドユーザーからは需要の多様化対応や短納期、低コスト等を要求される等、紙器・段ボール箱製造業の経営環境を圧迫する要因が増大しており、恒常的な低収益体質から脱皮することが緊急の課題となっている。

近年の情報革新の進展は、印刷、紙器・段ボール関連業界における情報化・知能化といったIT技術構築への要求を高めており、若年者の製造業離れや熟練作業者の高齢化等の問題を解決するため、技術の伝承、経験の代替といった側面を含めた情報技術の蓄積により、効率的な生産体制を確立し、経営合理化に寄与するものとして期待が高まりつつある。

紙器・段ボール箱の製作には、箱の設計 - 抜型作成 - (印刷) - 打抜 - 製箱等の工程を経るが、設計の情報が抜型作成までで分断されており、後工程に生かされないまま、その後の打抜、製箱の工程では前工程から流れてきた製品の形状等に合わせてベテランの作業員が経験、勘によって紙幅検知、折り精度等の調整を行っているのが現状であり、情報化促進の阻害要因となっている。

本調査研究は、紙器、段ボールの製箱工程全般における生産情報、ノウハウ等の制御情報等のデータベース化、ネットワーク化及び情報統合化のための情報の受渡しの標準化等を図り、紙器・段ボール関連機械がこれらの情報と連動し、新たな生産システムを構築するための技術指針を策定、提言し、紙器・段ボール関連業界の技術革新に寄与することを目的とする。

### 【事業内容】

紙器・段ボールの製箱工程における情報化促進の問題点、課題に関する調査。

紙器・段ボール箱の設計から抜型作成、印刷、打抜、製箱、結束までの製箱工程全般の情報データベース化、ネットワーク化等の情報統合化に関する調査。

上記調査結果に基づいた紙器・段ボール機械の次世代製箱システムの技術指針に関する調査。



## 5 ISO/TC130 (国際標準化機構/印刷技術) 国内委員会活動状況

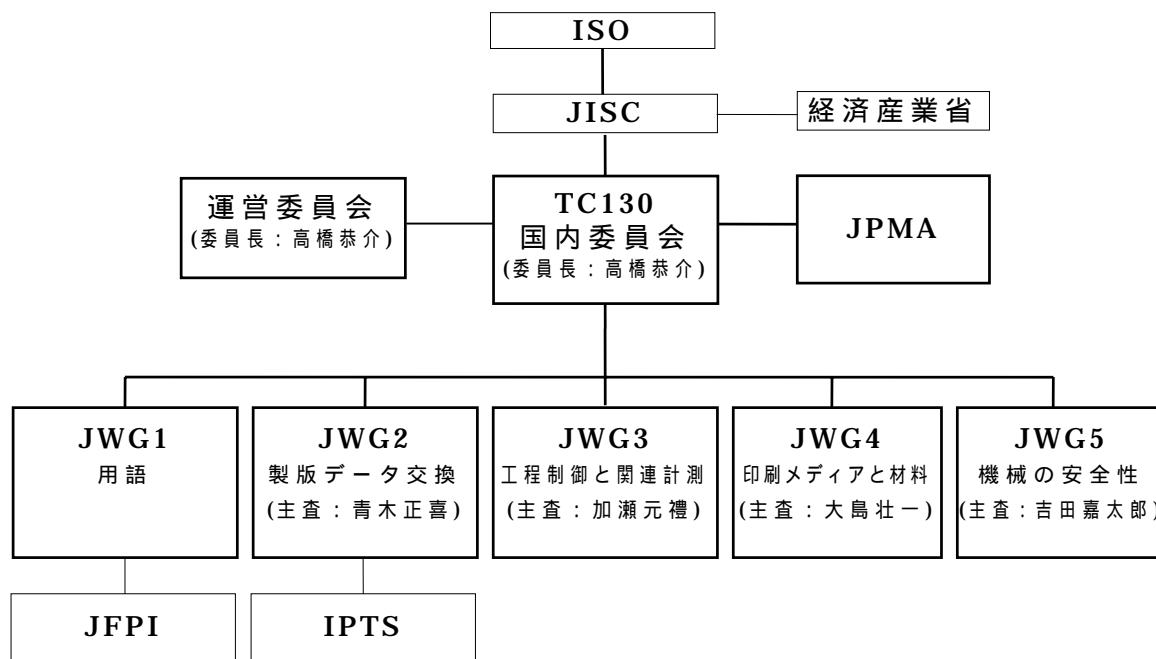
### 5.1 ISO/TC130 (国際標準化機構/印刷技術) 国内委員会組織

#### 5.1.1 国内委員会組織

図 1 に組織図を示す。各ワークグループは、ISO の WG1 ~ 5(WG1:Terminology、WG2: Prepress Data Exchange、WG3:Process control and related metrology、WG4:Media & Materials、WG5:Ergonomics / Safety) にそれぞれ対応している。

また、JWG1、JWG2 の実作業は、それぞれ社団法人日本印刷産業連合会 (JFPI)財団法人日本規格協会 情報技術標準化センター (IPTS)で行われている。平成 9 年度に一部組織変更があつて以来、運営委員会と総会の位置づけは下記の通りである。

図 1 ISO/TC 130 国内委員会組織



JISC: Japan Industrial Standard Committee (日本工業標準調査会)

JPMA: Japan Printing Machinery Manufacturers Association

((社)日本印刷産業機械工業会)

JFPI: Japan Federation of Printing Industry ((社)日本印刷産業連合会)

IPTS: Imaging Processing Technology Standard (画像処理技術標準化委員会)

## 5.2 委員会活動

### 5.2.1 委員会開催回数

委員会は、原則として図 1 の組織単位で必要により開催され、それぞれに担当する問題を討議した。

国内委員会総会 1 回

運営委員会 1 回

運営委員会は平成 14 年 6 月 14 日に、高橋委員長をはじめ 11 名の運営委員の出席で開催され、平成 13 年度の決算書並びに平成 14 年度の予算案、活動案が検討・可決された。同日委員総会が開かれ 26 名の参加があり、予算、活動案が承認された。

分科会 (JWG) 委員会及び関連委員会 34 回

分科会 JWG 1 から JWG5 までの各ワーキンググループの委員会活動は、以下の通り延べ 27 回に及びその成果は国際会議に提案されて、ISO 規格の草案作成に大いに貢献した。関連委員会としては新聞用ジャパンカラー検討委員会を 4 回、及び新聞用ジャパンカラー実運用検討委員会を 3 回開催した。委員会の審議概要は次の通りである。

#### 1) 分科会 1

国際会議の日程に合わせて計 10 回 (4/24、5/28、7/2、7/25、9/3、10/24、12/9、1/28、2/18、3/18) の会議を開催した。委員会では Printing terms (印刷用語) の定義討議を中心に活動を行った。技術の体系と基本用語の審議をはじめ、3 月に行われたサンパウロ会議の報告及びベルリン国際会議への準備、報告を行った。

#### 2) 分科会 2

国際会議の日程に合わせて計 2 回 (8/26、10/15) の会議を開催した。内容は、3 月に行われたサンパウロ会議の報告、及び 9 月のベルリン会議の準備と報告を行った。

#### 3) 分科会 3/4

関連の深い分科会 3/4 合同で計 4 回 (4/23、7/12、10/17、2/26) の会議を開催した。3 月に行われたサンパウロ会議の報告及び 9 月のベルリン国際会議に合せた準備、報告が主であった。

当分科会が、(社)日本新聞協会、(社)日本印刷学会、製紙連合会、印刷インキ工業会、広告業界の賛同のもとに開催している新聞用ジャパンカラー検討委員会は今年度計4回(4/24、7/15、9/19、11/12)開催した。この4回の会議を持って検討委員会の審議を終了し、新聞用ジャパンカラーキットの製作を開始、平成15年2月から発売を開始した。今後の運営については新聞用ジャパンカラー実運用検討委員会を新たに発足させ、3回(12/17、1/27、3/4)の委員会を開催した。委員会では2次標準の製作を検討した。

#### 4) 分科会 5

本年は小人数で特定の事項を審議した小委員会4回を含め計11回(4/10、5/9、6/17、8/20、10/9、10/25、11/5、11/19、12/3、2/13、3/12)の会議を開催した。会議ではISO/WD15847(印刷装置用記号)、ISO/DIS12649(製本・仕上げシステムの安全要求仕様)、ISO12648(印刷機システムの安全要求仕様)等の審議と、3月のロスアンジェルス会議の報告及び9月のベルリン会議準備と報告であった。

### 5.3 JIS規格制定作業

JIS規格がISO規格に整合する必要から、近々ISO規格になるであろう「ISO 12648 印刷技術 - 印刷機械システムの安全要求」(JIS規格では表題が異なると思われる)のJIS化作業が進行中である。整合化のために完全翻訳を目標としており、分かり易い表現の規格とするべく、努力が払われている。ただ、この作業は少し延長される予定である。「ISO 12649 印刷技術 - 製本機械及びその周辺機械の安全要求」に関するJIS化作業も、ISO規格の進展によっては早晩開始されるであろう。一方印刷機械の図記号は、ISO規格の作業はまだ継続すると思われるので、JIS化の作業に着手するまでには、まだ少し時間がかかると考えられる。

ISO規格は、発行された年から2年後の正月1日から出荷する機械に対して効力を持つけれども、JIS規格は、発行されるとすぐに効力を持つ。したがって、ISO規格が発行したかどうかについて十分注意して頂きたいと思っている。

[ 関連するISO規格の審議状況について ]

・印刷機械関連規格

ISO 12648 : 印刷技術 - 印刷機械システムの安全要求

ISO規格発行

ただし、内容の一部をNWIとして再審議することになっている（現在、JIS規格作成中）

- ・製本機械関連規格

ISO/DIS 12649 : 印刷技術 - 製本機械およびその周辺技術の安全要求

DIS投票中

FDISとして審議するか、正式な規格として発行するかは投票結果による

（次期JIS規格作成予定）

- ・印刷システム - 図記号関連規格

ISO/CD 15847 : 印刷技術 - 図記号                      CD投票中

DISとして審議する予定

- ・印刷機械関連規格

ISO 12648 : 印刷技術 - 印刷機械システムの安全要求

NWI（ISO/DIS 12649との整合性他）について審議する予定

## 5.4 新聞用ジャパンカラー

### 5.4.1 ISO/Japan Color 新聞印刷の色標準 新聞用ジャパンカラー ( JCN : Japan Color for Newspaper )

#### (1)策定の経緯と組織

2000年8月、ISO/TC130国内委員会が音頭をとり、新聞用ジャパンカラー検討委員会（委員長 高橋恭介）を図2.7に示すように7つの業界、団体が参加して発足した。この委員会の特徴は、広告業界を含めた新聞印刷に関わる関連業界、団体全てが参加している。

作業目標として印刷色の標準化の手続きである次の3項目を挙げた。

1)標準印刷インキ

2)標準印刷用紙

3)標準印刷物とその色特性及びそのデジタルプロファイル

約2年の策定作業の結果、これらの規格値が新聞用ジャパンカラーとして決められた（2002年11月12日）。

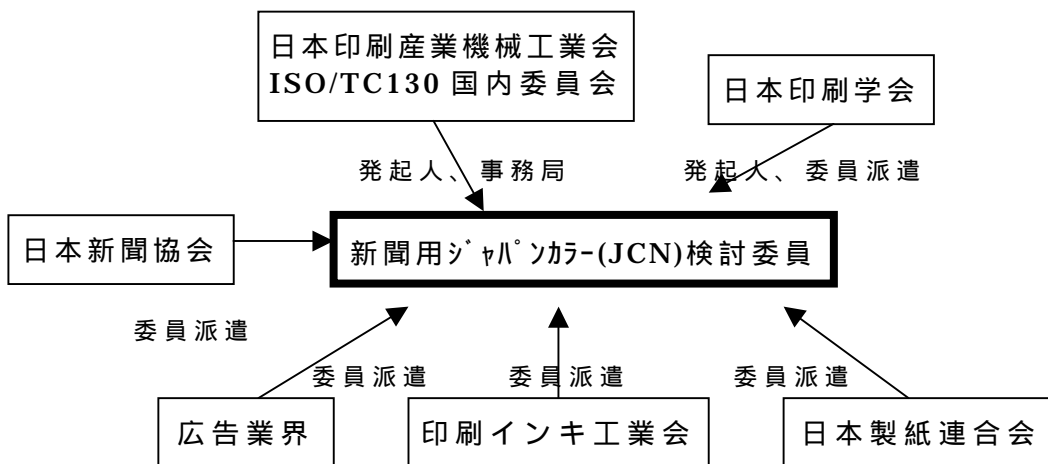


図 2.7 新聞用ジャパンカラー検討委員会の構成

## (2)新聞用ジャパンカラー（JCN）キットと利用・運用

今回策定された JCN データの公開配布には、解説書と画像データ、測色プロファイルデータなどを収めた CD-ROM などよりなるキットの形になる。キットには下記のものが含まれることになる。

「JCN チャート」画像データ

「JCN チャート」全パッチの測色データ（プリントアウト及びデジタルデータ）

解説書

以上 3 点を含んだセットは 2003 年 2 月から頒布開始した。

）JCN カラーを体現したカラーハードコピー（二次標準）は 2002 年 12 月に新聞用ジャパンカラー実運用委員会を発足させ、検討中である。

## 5.5 国際会議参加状況と決議事項

### (1)各分科会 国際会議への参加

春の分科会国際会議はWG1 からWG4 までは 3 月 4 日から 8 日までブラジル・サンパウロ市で、WG5 は 3 月 18 日から 22 日まで米国ロスアンゼルス市で行われた。秋の分科会及び全体会議はドイツ・ベルリン市で 9 月 23 日から 28 日まで開催され、それぞれの会議で各国のエキスパートと討議を重ね、それぞれの成果が得られた。

出席者名簿：

WG1 真田、山崎

WG2 青木主査、卜部、堀川、湯浅、田島

WG3 高橋委員長、加瀬主査、大島、臼井（オブザーバ）、平塚

WG4 高橋委員長、大島主査、加瀬、平塚

WG5 吉田主査、大石、田尾、平塚

## 5.6 平成14年度国際回答原案作成

番号	名称	WG	投票日	投票締切	投票
DIS15930-3	Prepress digital data exchange - Use of PDF - Part 3: Blind exchange suitable for colour managed workflows (PDF/X-3)	2	04/11	2002-04-22	賛成
DTS15930-2	Prepress digital data exchange - Use of PDF - Part 2: Guidelines for partial exchange of printing data (PDF/X-2) N773	2	04/24	2002-05-06	賛成
DTR N772	Standard object colour spectra database for colour reproduction evaluation (SOCS)	2	04/16	2002-05-04	賛成
N782	Resolution 216 ISO15930 (Mail ballot)	2		2002-06-29	棄権
N774	NWI Safety standard for binding and finishing systems and equipment (For CD)	5	06/03	2002-08-02	賛成
FDIS2846-3	Colour and transparency of printing inks for four colour printing - Part 3: Publication gravure printing	4	07/18	2002-07-30	賛成
DIS15790.2	Reflection and transmission metrology - Certified reference materials - Documentation and procedures for use, including determination of combined standard uncertainty	3	07/17	2002-07-30	賛成
DIS12646	Displays for colour proofing - Characteristics and viewing conditions	3	10/21	2002-10-30	賛成
CD12647-1 N793	Process control for the production of half-tone colour separations, proof and production prints - Part 1: Parameters and measurement methods	3	11/25	2002-11-26	賛成
C D 2836 N789	Prints and printing inks-Assessment of resistance to various agents	4	10/7	2002-10-02	賛成
DIS12640.2	Prepress digital data exchange - Part 2: XYZ/sRGB encoded standard color image data (XYZ/SCID)	2	2003/03/17	2003-03-24	賛成
DIS12639	Prepress digital data exchange - Tag image file format for image technology (TIFF/IT)	2	03/17	2003-03-17	賛成

N805 NWI	Variable printing data exchange using PPML and PDF (PPML/VDX)	2	12/24	2003-01-17	賛成
N806 NWI	Safety requirements for printing press systems (revision of ISO 12648 - to be published)	5	12/18	2003-01-22	賛成
N807 CD15847	Graphic symbols for printing press systems and finishing systems, including related auxiliary equipment	5	2003/2/14	2003-02-22	賛成
N808 NWI	Process control for the manufacture of half-tone colour separations, proof and productions prints – Gravure printing (Non-publication)	3	2/27	2003-02-28	不賛成
DIS2836	Prints and orinting inks – Assessment of resistance of prints to various agents	4	2/24	2003-05-19	賛成

## 5.7 報告会の開催

本年は報告会を平成 14 年 11 月 27 日に ISO/TC130 (印刷技術) 講演会を開催し、多数の参加者があった。概要は次の通りである。

### 【第 7 回 ISO/TC130(印刷技術)講演会】

日時：平成 14 年 11 月 27 日 (水) 13:30 ~ 16:40

場所：機械振興会館 6 階 6-66 号室

#### プログラム

#### 1)ISO/TC130 国内委員会活動

高橋恭介氏、ISO/TC130 国内委員会委員長、東海大学 名誉教授

#### 2)印刷用語の体系・標準化と校正記号の国際標準化

川合淳郎氏、JWG1 委員、元東京工芸大学 教授

#### 3)WG2 活動の現状

ト部 仁氏、富士写真フイルム株式会社、JWG2 委員

#### 4)「工程管理と計測」関連規格の活動報告

加瀬元禮氏、富士写真フイルム株式会社、JWG3 主査

#### 5)記録媒体と印刷材料に関する会議報告

大島壮一氏、東洋インキ製造株式会社、JWG4 主査

#### 6)印刷機械の安全規格の概要と将来

吉田嘉太郎氏 千葉大学名誉 教授、JWG5 主査

質疑応答

## 5.8 平成 14 年度に制定された ISO 規格

平成 14 年度中に ISO/TC130 委員会関係では、下記の 3 件の ISO 規格が制定された。以下の日本語訳は委員会活動説明の参考資料としてその内容を示すもので、正式に発行される規格書とは一部異なります。ISO から発行される正規の規格書は財団法人日本規格協会から入手できる。

1)発行日：平成 14 年 9 月 1 日

規格番号：ISO15930-3

規格名：Graphic technology – Prepress digital data exchange-Use of PDF- Part 3:Complete exchange suitable for colour-managed workflows (PDF/X-3)

規格名（和文）：印刷技術 - 製版データ交換 PDF 使用 第 3 部：色管理のワークフローに適する完全交換（PDF/X - 3）

2)発行日：平成 14 年 10 月 1 日

規格番号：ISO2846-3

規格名：Graphic technology – Colour and transparency of printing ink sets for four-colour-printing- Part 3: Publication gravure printing

規格名（和文）：印刷技術 印刷インキの色及び透明性の要求仕様-第 3 部：グラビア印刷



## 6 次世代印刷システムコンソーシアム事業

### 6.1 第一次 次世代印刷システムコンソーシアムの発足

#### (1) 発足と事業経過

工業会は、平成 14 年度事業（通常総会決議）の一つに ISO / WD16044（JIS X9206-1 包括的印刷データベース AMPAC）の実証実験を行い国際標準にすることを目指しており、9 月 13 日に開催された第 165 回理事会において、同コンソーシアムの発足及び事業の推進が決議された。

当理事会の決議に基づいて 10 月 25 日工業会・全会員を対象にし参加案内を行い、11 月 13 日設立総会が開催され、印刷関連産業の次世代印刷システムの共同研究を行なう「次世代印刷システムコンソーシアム」が発足した。同総会において高橋恭介氏（東海大名誉教授）を会長に選任するとともに規約、WG 運営細則、分担金規定を採択した。

同コンソーシアムは、第一次、第二次に分けて事業を推進し第一次は、工業会・会員を対象として 2003 IGAS において AMPAC(包括的印刷データベース)の基礎的な実証実験と印刷物制作フローにおける利用実証を主な事業として実施することにした。

第一次コンソーシアムの目的は『工業会の調査研究に基づき開発された AMPAC をベースとした基礎的な次世代印刷システムを開発し、Japan Color 準拠の印刷環境について実証を行う。その成果を IGAS 2003 で公表し、国内外の関係者に広報し、これによりわが国の印刷技術の発展に寄与するとともに、国際的にもオープンなトータルワークフローシステムを構築し国際規格を実現することを目的とする。(規約第 3 条)』としている。第二次コンソーシアムは、第一次の成果を踏まえ国際的展開を図ることとし、国内外の企業を問わずコンソーシアムに参加することができるものとした。

#### 【事業の経過】

- ・平成 14 年 5 月 27 日：平成 14 年度通常総会「包括的印刷データベース(AMPAC)の実証テストを行い世界標準にすることを旨す」を決議
- ・平成 14 年 5 月～8 月：発足準備会(第 1 回 5/31、第 2 回 6/28、第 3 回 8/22)の開催
- ・平成 14 年 9 月 13 日：第 165 回理事会コンソーシアムの発足及び事業の推進を決議

- ・平成14年10月25日：全会員へ参加案内
- ・平成14年11月13日：第一次次世代印刷システムコンソーシアム設立総会
- ・平成14年12月4日：第1回技術検討会
- ・平成15年1月29日：IGAS2003へ向けてのAMPAC実証実験計画打合せ会
- ・平成15年2月20日：第2回技術検討会
- ・平成15年3月5日：第2回AMPAC実証実験計画打合せ会(枚葉印刷機グループ)

## 7 広報事業

平成14年度広報事業は、機関誌「JPMAレポート」を隔月で年6回発行した。  
JPMAレポートの掲載内容の概要は、次のとおりである。

### 163号（平成14年5月1日発行）

- ◆ 印刷業界の現在と今後
- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（5）
- ◆ 欧州印刷機械製造業界の動向 - その2 -
- ◆ 日本標準産業分類第11回改訂について
- ◆ 機械統計
- ◆ コーヒータイム「インターネット依存症」
- ◆ 工業会だより

### 164号（平成14年7月1日発行）

- ◆ 平成14年度通常総会
- ◆ 産業競争力と知的財産を考える研究会最終報告概要
- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（6）
- ◆ 欧州印刷機械製造業界の動向 その3
- ◆ コーヒータイム「健康な脳へのアプローチ」
- ◆ 機械統計
- ◆ 工業会だより

165号（平成14年9月1日発行）

- ◆ 2002年版中小企業白書「まちの起業家」の時代へ
- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（7）
- ◆ 2001年度模倣品被害調査報告書の概要
- ◆ デジタル印刷機の市場性
- ◆ ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告 その1-
- ◆ コーヒータイム「ゲノムと医療」
- ◆ 機械統計
- ◆ 工業会だより

166号（平成14年11月1日発行）

- ◆ 中国強制認証（CCC）について
- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（8）
- ◆ ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告 その2-
- ◆ 経済産業省の環境政策について
- ◆ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
- ◆ 機械統計
- ◆ 工業会だより

167号（平成15年1月1日発行）

- ◆ 年頭所感
- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（9）
- ◆ 講演会「知的財産立国と印刷産業への期待」 その1-
- ◆ 平成15年度経済産業省 関係税制改正の概要
- ◆ コーヒータイム「心の風も予防」
- ◆ 機械統計
- ◆ 工業会だより

168号（平成15年3月1日発行）

- ◆ 平成15年JPMA年始会

- ◆ 図説・雑学 イメージング技術（10）
- ◆ 講演会「知的財産立国と印刷産業への期待」 その2 -
- ◆ 中小企業金融対策「改革加速のための総合対応策」における
- ◆ IT活用型社会の胎動
- ◆ 化学物質審査規制法改正案について
- ◆ 機械統計
- ◆ 工業会だより

## 8 会員の異動

### (1)加入正会員

（平成14年9月13日）

会 社 名：コーパックインターナショナル株式会社

当会代表者：小林 淳一 氏（代表取締役社長）

所 在 地：東京都千代田区神田多町 2-11

取 扱 品 目：ラベル印刷機械

### (2)加入賛助会員

（平成14年5月27日）

会 社 名：株式会社インターコスモス

当会代表者：作 道 成 俊 氏（代表取締役）

所 在 地：東京都中央区東日本橋 2-8-3

取 扱 品 目：ラミネート機械、製本機械他

### (3)退会正会員

（平成14年5月27日）

会 社 名：有限会社妻川機械

当会代表者：妻 川 明 氏（代表取締役社長）

所 在 地：東京都竜王区大森中 1-16-2

製造品目：泊押機械

(平成14年9月13日)

会社名：オリタシステム株式会社

当会代表者：折田 実 氏 (代表取締役)

所在地：大阪府大阪狭山市山本東 435

製造品目：紙工機械 周辺機器

会社名：株式会社山田機械

当会代表者：山田 淑恵 氏 (代表取締役)

所在地：東京都江戸川区松江 4-23-8

製造品目：印刷機械 周辺機器

会社名：木内機械工業株式会社

当会代表者：木内 要平 氏 (代表取締役)

所在地：東京都文京区小石川 1-16-12

製造品目：製本機械 部品加工組立

(平成14年11月14日)

会社名：デュプロ技研株式会社

当会代表者：江端 省三 氏 (代表取締役)

所在地：埼玉県さいたま市内谷 4-11-9

製造品目：丁合機 紙折機

会社名：八千代スチール器材株式会社

当会代表者：友田 憲夫 氏 (代表取締役)

所在地：埼玉県朝霞市栄町 2-2-4

製造品目：製版用フィルム保管機材

(平成15年3月12日)

会社名：株式会社千代田マシナリー

当会代表者：田中丸 純一郎 氏 (代表取締役)

所在地：東京都千代田区猿楽町 1-5-18

取 扱 品 目：各種印刷機械

会 社 名：株式会社上田トーコー

当会代表者：福田 宗隆 氏（代表取締役）

所 在 地：長野県上田市小泉 821-1

製 造 品 目：小型オフセット印刷機械

会 社 名：株式会社島精機製作所

当会代表者：島 正博 氏（代表取締役）

所 在 地：和歌山県和歌山市坂田 85

製 造 品 目：画像処理システム

#### (4) 会員総数（平成 15 年 3 月末現在）

1) 法人会員	139 社
印刷機械	38 社
製版機械	18 社
製本機械	35 社
紙工機械	18 社
周辺機器	30 社
2) 団体会員	5 組合
3) 賛助会員	23 社

## 9 会員の慶弔

### (1) 慶 事

14.10.15 高橋 恭介 殿（工業会顧問、東海大学名誉教授）

経済産業大臣表彰（工業標準化事業功労者大臣表彰）

14.11.7 篠原 幹夫 殿（㈱篠原鉄工所 代表取締役社長）

静岡県科学技術振興功労表彰（産業技術振興功績者）

(2)甲 事

14 . 5 . 27 岩 崎 洲 三 殿 ( 岩崎鉄工(株) 代表取締役社長 )  
告別式

14 . 8 . 23 田 村 武 雄 殿 ( 株)タナベ 代表取締役社長 )  
告別式

14 . 11 . 20 須 賀 長 治 郎 殿 ( (有)須賀製作所 取締役会長 )  
告別式

14 . 12 . 15 甘 利 武 司 殿 ( ISO/TC130国内委員会JWG1主査、千葉大学教授 )  
告別式

14 . 12 . 26 福 島 正 治 殿 ( 東邦精機(株) 代表取締役会長 )  
告別式

## 10 生産・輸出入統計

### 生産統計（平成4年～平成14年）

年 (平成)	合計	印刷機械		平版印刷機		長巻式		枚葉式		凹版印刷機		その他の印刷機		製版機械	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
4年	396,937	5,196	263,699	2,948	200,971	456	95,601	2,492	105,371	121	12,520	2,127	50,208	40,587	88,126
5年	295,901	4,295	194,575	2,371	137,237	408	59,671	1,963	77,566	159	10,824	1,765	46,513	28,973	61,874
6年	268,189	3,823	184,185	1,961	127,049	296	55,877	1,665	71,173	96	9,438	1,766	47,697	29,783	52,888
7年	284,024	4,145	192,460	2,224	137,394	362	58,489	1,862	78,906	101	8,094	1,820	46,972	34,585	55,597
8年	327,915	4,683	226,683	2,808	176,203	347	82,028	2,461	94,175	172	10,727	1,703	39,753	42,628	64,376
9年	381,404	6,512	271,878	2,852	207,921	316	106,136	2,536	101,784	67	10,149	3,593	53,808	41,494	66,542
10年	338,114	5,726	249,244	2,654	187,308	163	79,446	2,491	107,862	85	16,882	2,987	45,054	32,368	50,812
11年	280,385	4,807	209,910	1,832	158,208	144	69,498	1,688	88,710	73	13,283	2,902	38,419	18,603	41,666
12年	312,329	5,807	230,519	1,927	170,758	163	76,757	1,764	94,001	23	3,819	3,857	55,942	14,504	48,714
13年	259,302	4,368	195,416	1,730	145,149	130	59,522	1,600	85,627	31	3,396	2,607	46,871	9,646	35,156
14年	248,188	3,908	184,555	1,570	145,660	113	60,267	1,457	85,393	24	3,812	2,314	35,083	10,880	39,609

資料：経済産業省 機械統計

### 輸出統計（平成4年～平成14年）

年 (平成)	合計	印刷機械		オフセット印刷機		巻紙式		その他		凸版印刷機		フレキソ印刷機		グラビア印刷機	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
4年	196,795	71,877	154,948	8,933	96,592	381	22,031	8,552	74,561	788	6,738	37	828	69	5,442
5年	162,783	82,832	127,218	8,682	73,644	403	15,314	8,279	58,330	533	4,501	34	739	82	5,847
6年	164,761	68,863	132,236	7,066	83,364	554	25,007	6,512	58,357	622	4,446	41	770	68	2,236
7年	182,211	73,108	147,372	7,297	95,411	638	25,082	6,659	70,329	421	3,582	31	688	79	2,770
8年	211,795	85,816	166,130	7,496	106,468	446	22,419	7,050	84,049	379	4,479	66	1,517	102	6,953
9年	244,299	87,631	194,659	8,531	131,073	569	29,726	7,962	101,347	470	5,589	61	1,217	71	5,066
10年	234,353	89,096	191,142	7,474	134,212	506	14,662	6,768	119,550	282	6,426	47	988	51	2,525
11年	212,816	75,616	171,855	6,732	115,872	309	21,888	6,423	93,984	248	4,760	34	502	59	2,421
12年	211,652	111,975	168,439	6,757	111,322	618	20,662	6,139	90,660	270	3,945	49	803	62	2,213
13年	190,209	78,628	148,227	5,860	96,447	695	12,063	5,165	84,384	182	2,467	83	2,190	168	2,310
14年	182,757	65,855	157,927	5,574	105,777	422	18,801	5,152	86,976	298	3,152	95	1,825	82	3,156

資料：財務省 通関統計

### 輸入統計（平成4年～平成14年）

年 (平成)	合計	印刷機械		オフセット印刷機		巻紙式		その他		凸版印刷機		フレキソ印刷機		グラビア印刷機	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
4年	55,134	4,005	24,180	811	13,052	18	1,144	793	11,908	30	284	32	974	48	955
5年	41,947	3,322	21,296	606	11,403	11	598	595	10,805	10	11	41	862	11	1,247
6年	37,402	4,613	20,823	700	10,468	11	352	689	10,116	43	31	25	1,039	63	1,322
7年	46,594	148,972	26,148	562	11,775	14	794	548	10,981	27	237	17	285	28	2,304
8年	73,286	89,096	49,247	763	16,617	37	2,168	726	14,449	21	67	34	147	29	8,743
9年	73,959	8,229	47,244	746	18,834	65	1,815	681	17,019	36	169	17	1,037	46	7,954
10年	70,226	6,417	42,868	408	16,659	78	3,910	330	12,749	19	179	25	1,640	28	1,768
11年	49,869	38,765	31,392	357	12,839	64	1,668	293	11,171	41	27	51	848	8	234
12年	54,807	11,461	32,286	372	12,608	39	546	333	12,062	31	104	62	1,205	7	88
13年	68,761	24,781	43,979	428	14,746	29	1,281	399	13,465	19	6	31	2,118	14	1,508
14年	59,861	28,636	41,627	471	15,513	40	874	431	14,639	19	56	9	1,618	9	1,892

資料：財務省 通関統計



(単位：台・100万円)

電子組版機		その他の製版機械		製本機械		紙工機械		製箱機械		段ボール製造用機械		その他の紙工機械		年
台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	(平成)
8,449	23,861	32,138	64,265	7,369	9,232	1,072	35,880	263	7,426	437	15,496	372	12,959	4年
6,404	18,192	22,569	43,682	7,270	8,210	1,101	31,242	305	7,790	408	10,872	388	12,580	5年
5,432	13,506	24,351	39,381	7,667	7,331	917	23,785	254	5,540	285	8,554	378	9,693	6年
7,719	12,781	26,866	42,816	10,881	8,936	708	27,032	185	5,078	270	13,209	253	8,745	7年
7,002	10,650	35,626	53,726	10,867	10,260	758	26,597	201	7,121	268	9,352	289	10,124	8年
5,853	8,741	35,641	57,801	13,885	12,883	1,092	30,101	352	8,178	294	10,327	446	11,596	9年
3,507	7,110	28,861	43,702	12,582	10,801	889	27,257	254	6,050	324	11,345	311	9,862	10年
1,962	4,897	16,641	36,769	11,202	9,374	637	19,435	190	5,116	180	5,767	267	8,552	11年
1,498	4,097	13,006	44,617	12,058	10,391	644	22,705	207	5,299	191	9,909	246	7,497	12年
1,321	4,043	8,328	31,028	10,848	8,858	590	19,831	207	5,716	150	6,000	233	8,115	13年
-	-	-	-	9,837	8,231	536	15,793	-	-	167	5,511	369	10,282	14年

(単位：台・100万円)

その他の印刷機		印刷機の部品及び補助器材		製版機械		製本機械		紙工機械		連続式段ボール製造機		その他の紙工機械		年
台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	(平成)
57,617	33,709	4,433	11,639	3,347	7,451	6,913	6,403	19,309	27,993	48	6,259	19,261	21,734	4年
66,987	32,580	6,514	9,907	3,124	4,680	22,859	7,273	15,623	23,612	65	3,855	15,558	19,757	5年
55,563	30,863	5,503	10,557	1,391	3,772	34,845	8,860	16,395	19,893	113	4,784	16,282	15,109	6年
61,348	34,221	3,932	10,700	3,819	4,329	38,918	10,070	13,857	20,440	94	4,208	13,763	16,232	7年
73,447	35,975	4,326	10,738	1,882	7,084	53,243	13,934	15,345	24,646	163	6,086	15,182	18,560	8年
73,712	37,665	4,786	14,049	1,838	6,184	85,706	18,407	13,083	25,049	83	3,963	13,000	21,086	9年
71,500	34,402	9,742	12,590	1,738	5,091	96,619	18,199	10,667	19,921	41	3,912	10,626	16,009	10年
65,393	34,365	3,146	13,935	1,395	3,878	145,483	21,160	9,121	15,923	25	1,425	9,096	14,498	11年
101,388	36,183	3,449	13,972	1,252	3,166	161,439	23,772	9,057	20,275	24	3,133	9,033	17,141	12年
67,980	31,337	4,355	13,476	816	2,365	180,754	26,321	11,091	13,296	15	725	11,076	12,571	13年
48,500	28,704	11,306	15,311	788	3,220	7,033	8,139	7,203	13,471	36	1,536	7,167	11,935	14年

(単位：台・100万円)

その他の印刷機		印刷機の部品及び補助器材		製版機械		製本機械		紙工機械						年
台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額					(平成)
1,028	3,797	2,056	5,118	1,302	9,055	5,810	7,221	6,903	14,678					4年
1,056	3,555	1,598	4,218	1,023	6,107	4,265	3,233	5,719	11,311					5年
1,933	3,650	1,849	4,313	772	4,963	10,743	3,187	6,267	8,429					6年
147,015	6,353	1,323	5,194	956	6,073	11,677	3,410	16,160	10,961					7年
85,909	13,905	2,340	9,768	910	7,337	7,882	4,059	18,862	12,643					8年
4,829	8,334	2,555	10,916	776	6,171	8,816	4,048	12,948	16,496					9年
3,863	9,857	2,074	12,766	940	8,033	15,145	4,449	12,834	14,876					10年
36,705	6,726	1,603	10,719	843	5,535	8,338	2,808	7,221	10,134					11年
8,969	8,210	2,020	10,072	835	9,009	10,732	3,696	14,517	9,816					12年
22,117	10,008	2,172	15,593	1,011	7,430	8,033	3,716	12,718	13,636					13年
25,921	9,513	2,207	13,035	1,707	5,637	5,331	2,946	9,671	9,651					14年

注意：平成14年より以下の統廃合があった。

生産統計「電子組版機」と「その他の製版機械」が「製版機械」に統合。

生産統計「製箱機械」が「その他の紙工機械」に統合。

機種別主要国別輸出統計（平成10年～平成14年、財務省通関統計）その1

（単位：台、百万円）

		印刷機械		製版機械		製本機械		紙工機械		合計	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
韓 国	10	662	4,905	57	109	174	264	163	1,899	1,056	7,177
	11	2,481	11,568	149	258	444	326	420	987	3,494	13,139
	12	3,003	21,961	202	409	633	846	1,099	2,126	4,937	25,342
	13	3,131	14,087	115	392	910	1,025	1,212	1,472	5,368	16,976
	14	2,194	27,126	172	595	747	1,475	1,002	1,542	4,115	30,738
台 湾	10	1,815	11,079	84	224	1,440	1,183	2,243	1,840	5,582	14,326
	11	1,983	11,845	47	430	1,197	1,207	1,570	1,064	4,797	14,546
	12	1,936	13,961	54	311	706	591	1,280	1,319	3,976	16,182
	13	1,737	8,836	20	278	911	1,062	3,684	717	6,352	10,893
	14	1,372	7,497	28	202	362	312	1,627	518	3,344	8,529
香 港	10	13,590	9,820	234	734	1,160	184	1,943	868	16,927	11,606
	11	11,182	7,969	57	143	1,411	275	1,673	585	14,323	8,972
	12	9,673	7,743	88	257	1,678	312	617	600	12,056	8,912
	13	12,471	9,611	68	193	1,785	390	1,868	623	16,192	10,817
	14	4,621	7,776	58	165	596	205	301	895	5,576	9,041
中 国	10	580	10,006	23	119	122	389	307	1,098	1,032	11,612
	11	2,236	11,637	32	318	185	151	502	759	2,955	12,865
	12	9,124	15,374	30	116	297	450	419	1,685	9,870	17,625
	13	17,141	23,663	59	199	974	263	376	1,603	18,550	25,728
	14	16,725	32,322	51	164	135	805	296	2,348	17,207	35,638
シン ガ ポ ール	10	642	1,292	79	186	725	148	714	201	2,160	1,827
	11	487	1,519	28	52	209	106	510	641	1,234	2,318
	12	1,303	2,486	58	120	642	173	244	145	2,247	2,924
	13	522	1,910	45	58	553	143	154	234	1,274	2,345
	14	649	2,294	22	45	109	132	160	229	940	2,699
イン ド ネ シア	10	222	910	4	12	3	2	59	536	288	1,460
	11	538	1,136	2	17	5	16	49	334	594	1,503
	12	733	2,251	4	154	12	6	83	504	832	2,915
	13	838	1,596	3	25	16	204	101	492	958	2,317
	14	7,955	1,961	4	45	33	110	90	340	8,082	2,455
マ レ ー シ ア	10	749	1,179	1	31	43	57	33	221	826	1,488
	11	1,062	1,769	2	34	45	18	23	186	1,132	2,007
	12	893	2,692	2	42	127	73	702	2,013	1,724	4,820
	13	1,128	1,410	0	20	87	94	250	530	1,465	2,054
	14	608	2,241	6	33	35	44	97	334	746	2,652
タ イ	10	868	1,468	4	40	22	8	401	1,088	1,295	2,604
	11	2,485	2,163	5	40	12	24	1,525	397	4,027	2,624
	12	1,931	2,802	9	47	66	110	360	733	2,366	3,692
	13	1,634	2,950	4	52	97	94	228	932	1,963	4,028
	14	900	4,157	6	62	108	236	161	1,206	1,175	5,660
E U	10	29,854	60,850	663	2,001	26,430	6,904	975	4,648	57,922	74,403
	11	23,507	52,314	531	1,414	62,089	7,961	735	2,964	86,862	64,653
	12	38,532	38,500	403	989	62,353	8,442	647	3,825	101,935	51,756
	13	18,865	37,070	181	462	71,799	8,843	821	1,509	91,666	47,884
	14	14,554	35,828	194	918	2,354	2,387	647	3,048	17,749	41,802
英 国	10	4,579	13,481	104	433	4,810	1,407	155	974	9,648	16,295
	11	3,449	10,966	64	297	6,075	1,148	125	552	9,713	12,963
	12	2,076	9,005	34	141	5,614	1,216	40	327	7,764	10,689
	13	3,120	8,573	5	38	9,453	1,345	61	192	12,639	10,148
	14	1,637	8,761	15	80	509	574	161	247	2,322	9,663

機種別主要国別輸出統計（平成10年～平成14年、財務省通関統計）その2

(単位：台、百万円)

		印刷機械		製版機械		製本機械		紙工機械		合計	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
フランス	10	6,677	19,661	108	305	4,140	791	259	459	11,184	21,216
	11	4,105	12,586	57	142	6,219	826	136	460	10,517	14,014
	12	4,069	9,998	46	95	6,936	700	181	236	11,232	11,029
	13	5,190	7,655	1	10	9,622	998	132	47	14,945	8,710
	14	3,903	6,725	1	22	26	109	30	195	3,960	7,051
ドイツ	10	9,496	6,696	172	362	2,581	736	159	333	12,408	8,127
	11	5,179	6,222	178	298	2,888	705	124	246	8,369	7,471
	12	26,293	5,554	168	321	3,600	977	151	1,541	30,212	8,393
	13	3,997	4,471	127	213	687	554	261	411	5,072	5,649
	14	2,678	3,525	59	122	538	505	145	199	3,420	4,351
イタリア	10	1,062	1,025	82	251	361	151	30	1,237	1,535	2,664
	11	308	1,230	77	277	1,044	196	25	685	1,454	2,388
	12	1,058	920	58	167	1,655	192	163	873	2,934	2,152
	13	1,813	1,483	14	73	949	141	263	479	3,039	2,176
	14	1,041	1,531	3	17	51	78	16	840	1,111	2,467
オランダ	10	4,799	10,997	85	277	22,825	3,440	216	761	27,925	15,475
	11	6,921	9,848	118	275	39,491	4,097	180	484	46,710	14,704
	12	2,411	9,067	90	238	37,949	4,467	57	362	40,507	14,134
	13	3,223	11,244	32	111	44,069	5,026	50	172	47,374	16,553
	14	2,157	10,226	3	8	913	854	22	383	3,095	11,470
ロシア	10	37	230	4	2	1	7	72	9	114	248
	11	12	48	-	-	5	12	2	289	19	349
	12	6	149	-	-	-	-	1	5	7	154
	13	3	124	-	-	4	8	2	19	9	151
	14	8	127	0	0	0	0	0	0	8	127
アメリカ	10	30,221	60,354	389	1,158	51,241	7,660	479	3,254	82,330	72,426
	11	21,657	49,038	351	840	73,159	9,766	805	5,133	95,972	64,777
	12	23,639	44,182	328	525	87,788	11,389	886	5,094	112,641	61,190
	13	13,264	32,970	209	332	95,655	12,897	610	3,218	109,738	49,417
	14	9,974	24,846	204	767	2,056	1,394	1,032	1,498	13,266	28,505
カナダ	10	703	1,857	9	39	2,187	271	56	630	2,955	2,797
	11	339	906	5	34	1,766	197	77	258	2,187	1,395
	12	419	581	3	6	2,823	329	36	264	3,281	1,180
	13	391	688	-	-	3,599	393	15	226	4,005	1,307
	14	158	284	1	2	0	0	98	106	257	392
オーストラリア	10	492	3,683	33	113	2,117	432	611	225	3,253	4,453
	11	291	3,454	35	91	3,599	666	440	147	4,365	4,358
	12	282	3,187	10	50	2,967	587	368	259	3,627	4,083
	13	327	2,071	25	106	2,218	379	102	91	2,672	2,647
	14	252	1,681	17	147	140	110	41	126	450	2,046
合計	10	89,096	191,142	1,738	5,091	96,619	18,199	10,667	19,921	198,120	234,353
	11	75,616	171,855	1,395	3,878	145,483	21,160	9,121	15,923	231,615	212,816
	12	111,975	168,439	1,252	3,166	161,439	23,772	9,057	20,275	283,723	215,652
	13	78,628	148,227	816	2,365	180,754	26,321	11,091	13,296	271,289	190,209
	14	65,855	157,926	788	3,220	7,033	8,140	7,203	13,470	80,879	182,757

機種別主要国別輸入統計（平成10年～平成14年、財務省通関統計）

（単位：台、百万円）

		印刷機械		製版機械		製本機械		紙工機械		合計	
		台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
アメリカ	10	2,547	12,195	181	1,635	734	284	726	2,349	4,188	16,463
	11	2,119	8,750	90	1,123	1,754	537	674	1,848	4,637	12,258
	12	2,948	9,534	195	3,885	2,083	1,360	551	1,832	5,777	16,611
	13	3,625	12,404	66	1,158	2,405	584	176	1,822	6,272	15,968
	14	2,133	8,944	37	784	2,271	501	136	715	4,577	10,944
ヨーロッパ	10	3,113	25,037	633	4,448	1,357	4,104	6,148	11,119	11,251	44,708
	11	2,949	17,590	678	2,770	1,060	2,126	4,448	7,128	9,135	29,614
	12	3,560	18,457	603	4,083	701	2,210	6,734	6,702	11,598	31,452
	13	3,751	24,083	848	4,857	855	3,035	7,699	10,335	13,153	42,310
	14	4,189	25,684	574	3,189	764	2,385	5,023	7,157	10,550	38,415
ドイツ	10	844	16,285	136	2,317	884	1,837	5,503	6,073	7,367	26,512
	11	788	12,187	71	847	486	971	3,417	3,235	4,762	17,240
	12	769	13,924	120	1,844	305	1,155	5,351	2,558	6,545	19,479
	13	1,057	14,330	110	2,190	396	1,456	6,900	4,638	8,463	22,614
	14	1,060	19,384	59	1,247	422	1,536	4,418	2,732	5,959	24,898
英国	10	1,718	2,456	428	1,821	14	238	429	238	2,589	4,753
	11	1,655	1,331	540	1,654	3	76	770	97	2,968	3,158
	12	2,019	1,504	449	1,891	41	20	1,123	115	3,632	3,530
	13	1,688	3,909	685	2,206	119	27	289	29	2,781	6,171
	14	2,161	2,005	489	1,543	30	21	356	18	3,036	3,585
スウェーデン	10	88	2,496	1	33	53	1,633	56	2,143	198	6,305
	11	54	1,311	6	45	33	641	54	2,159	147	4,156
	12	154	563	8	151	37	972	49	1,796	248	3,482
	13	91	1,692	14	298	54	997	86	2,416	245	5,403
	14	84	866	10	245	36	773	70	2,254	200	4,137
イタリア	10	48	1,067	29	18	334	71	108	1,699	519	2,855
	11	92	255	36	55	321	21	148	679	597	1,010
	12	177	558	10	42	226	9	130	1,026	543	1,635
	13	114	1,891	30	69	194	517	303	654	641	3,131
	14	64	516	1	51	172	31	125	824	362	1,422
その他諸国	10	757	5,636	126	1,951	12,854	61	5,960	1,408	19,697	9,056
	11	33,697	5,086	76	1,651	5,524	145	2,099	1,159	41,396	8,004
	12	4,953	4,296	37	1,040	7,948	127	7,232	1,282	20,170	6,745
	13	17,405	7,489	97	1,416	4,773	94	4,843	1,479	27,118	10,478
	14	22,314	6,999	1,096	1,664	2,296	59	4,512	1,779	3,0218	10,501
合計	10	6,417	42,868	940	8,033	15,145	4,449	12,834	14,876	35,336	70,226
	11	38,765	31,392	843	5,535	8,338	2,808	7,221	10,134	55,167	49,869
	12	11,461	32,286	835	9,009	10,732	3,696	14,517	9,816	37,545	54,807
	13	24,781	43,979	1,011	7,430	8,033	3,716	12,718	13,636	46,543	68,761
	14	28,636	41,627	1,707	5,637	5,331	2,945	9,671	9,651	45,345	59,861